

第6回定例会議事日程（第2号）

第1 一般質問

福田清宏君

1. 硯川とその沿線道路の改修について

- (1) 大雨により増水し、越水した硯川と冠水したその沿線道路の改修計画は、立案されているか、伺う。
- (2) 硯川と尻塞川が合流する川下の排水改良計画は、立案されているか、伺う。

2. 自治公民館の名称について

- (1) いちき串木野市自治公民館建設整備事業補助金交付要綱の様式第1号「自治公民館建設整備事業補助金交付申請書」等の公民館の名称について、伺う。
- (2) 市が示す自治公民館規約の公民館の名称について、伺う。

濱田 尚君

1. 沖ノ浜松林の整備について

- (1) 沖ノ浜松林は、「青松の森」として平成17年3月に森林管理署と協定を締結している。市民の憩いの場所として、また自然体験活動などを行なっていくとした取組について、その後の状況や森林の管理の状況を伺う。
- (2) 吹上浜フィールドホテルが開業し、多くの来場者で賑わっている。キャンプの需要や自然体験などレジャーが多様化する中、森林を整備し人が集う空間の創出をすべきではないか。

東 育代君

1. 教育を取り巻く環境について

- (1) 少子高齢化社会の中において、少子化問題は市の発展や経済活動まで影響を及ぼしていく喫緊の課題です。児童・生徒数の減少について、どのような取組がなされているか。
- (2) 学校現場で多くの経験を積んでこられた新教育長に、児童生徒数の著しい減少に直面している本市の教育行政への取組に対する思いを伺う。
- (3) 児童生徒数の減少と学校規模の関係については、平成28年2月に定められた市小・中学校の統廃合基準に基づいて対応するとなっている。現状と課題について伺う。
- (4) まちづくり協議会を中心に地域づくりが進められている中で、通学区域が2つの学校に分かれている地域がある。通学区域の見直しについて伺う。
- (5) 県内で公立小中高生の不登校は過去最多となっている。本市における不登校や不登校傾向の児童及び生徒への支援と対策はどのようなか。
- (6) 不登校の児童生徒に学校生活への復帰を応援する市教育支援センターは、重要な役割を担っている。不登校の児童生徒数に対して、1か所の教育支援センターでは対応できないのではないかとと思うが如何か。

大六野一美君

1. 冠岳小学校閉校後の利活用について

冠岳小学校は令和2年度末で閉校が決定。

- (1) 跡地利用について、どのように利活用する計画か。
- (2) 活用方法について、地元との話し合い、すり合わせの進捗はどのようなか。
- (3) 冠嶽芸術文化村構想の具体案との兼ね合いはどのようなか。
- (4) 大きなプロジェクトであり、職員のやる気で結果が大きく変わってくる。どのように関わり、機動的な役割を果たすのか。
- (5) 木造校舎であり地理的な特性から、私立学校との連携はできないのか。可能性はどうか。

2. 入札の在り方について

- (1) 少人数の会社がいくつもの工事を落札し、それを下請けに出している実態が多いと聞く。入札の条件と実情を伺う。
- (2) 完成時の検査は、どこが責任を持つのか。(他県では、高速道路での耐震工事で、手抜き工事によるひび割れ等が発生、責任のなすり合いをしている。)
- (3) 議員倫理条例が平成29年6月議会で制定されている。入札業者への周知はどのような対応をされているか。

西別府 治君

1. 地方自治体のデジタル化の加速について

- (1) 「新しい生活様式」が求められる社会においてデジタル化の重要性が高まっていることについて伺う。
- (2) 第2次補正新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金で本市のデジタル関連政策の活用状況について伺う。
- (3) デジタル社会を支える人材の育成と外部人材確保について伺う。

2. 国・自治体のデジタル化システムの統一・標準化とマイナンバー普及率促進について

- (1) 個人情報保護とデータ利活用の効率性と利便性を向上させた「自治体情報セキュリティ」対策の見直しについて伺う。
- (2) マイナンバーカードの普及による効果について伺う。
- (3) 今後のマイナンバーカードの健康保険証等多様な活用方法について伺う。
- (4) カード未取得者への追加交付申請書の状況や本市のホームページの掲載の在り方について伺う。
- (5) カード交付率向上と申請処理スピード化のために市民課窓口での顔写真無料撮影サービスの周知について伺う。

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本会議第2号（12月4日）（金曜）

出席議員 15名

1番	吉留良三君	9番	中里純人君
2番	江口祥子君	10番	東育代君
3番	松崎幹夫君	11番	西別府治君
4番	田中和矢君	12番	竹之内勉君
5番	平石耕二君	13番	原口政敏君
6番	中村敏彦君	14番	(欠員)
7番	大六野一美君	15番	福田清宏君
8番	濱田尚君	16番	下迫田良信君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	岡田錦也君	主	査	福谷和也君
補	佐	石元謙吾君	主	任	橋之口健志君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田畑誠一君	消	防	長	若松勝司君							
副	市	長	中屋謙治君	土	木	課	長	内田修一君					
教	育	長	相良一洋君	農	政	課	長	富永孝志君					
総	務	課	長	東浩二君	まちづくり	防災	課	長	下池裕美君				
政	策	課	長	北山修君	観	光	交	流	課	長	長崎崇君		
財	政	課	長	出水喜三彦君	学	校	教	育	課	長	藏菌孝一君		
市	来	支	所	長	橋口昭彦君	市	民	課	長	榎元京子君			
教	委	総	務	課	長	瀬川大君	健	康	増	進	課	長	猪俣勝人君

令和2年12月4日午前10時00分開議

△開 議

○議長（下迫田良信君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（下迫田良信君） 日程第1、一般質問を行います。

これより、通告順により、順次、質問を許します。
まず、福田清宏議員の発言を許します。

[15番福田清宏君登壇]

○15番（福田清宏君） おはようございます。先に通告いたしました事項について、順次質問を行います。

一つ目は、硯川とその沿線道路の改修についてです。

まず、大雨により越水した硯川と、冠水したその沿線道路の改修計画は立案されているか、お伺いたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。答弁をいただいた後、質問者席から再度質問を続けさせていただきます。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） おはようございます。

福田清宏議員の御質問にお答えいたします。

普通河川の硯川は、串木野養護学校正門南側のため池から国道3号を通り、普通河川、尻塞川に合流する延長約880メートルの河川であります。令和元年6月並びに本年7月の豪雨によりまして、河川から越流した雨水により、神村学園敷地や国道3号、市道別府島平線が冠水して、一時通行止めとなったところであります。

これまでの度重なる豪雨による浸水被害を受けまして、現在、雨水浸水対策について、関係課により先進地現地視察や検討会を開催しております。硯川におきましても、河川流域の現況調査や浸水被害範囲の把握などの基礎調査を行いまして、関係課が連携して河川改修を含めた計画の立案に向けて、検討

を進めているところであります。

○15番（福田清宏君） ただいま立案検討中という御答弁でありましたが、去る9月24日付で、学校法人神村学園理事長、神村慎二氏から、市議会に提出された河川改修の要望書の写しが11月6日、議員に配付されたことを受けて、私は11月15日に御協力をいただきながら、この要望書に添付された昨年6月28日、今年7月3日の2か年の河川氾濫増水記録写真を頼りに現場を見て回りました。

その結果は、要望書にあるように大きな被害の状況がかいま見えたところであります。記録写真にあるように、硯川沿いの右岸道路は実測で約40センチから80センチの冠水があり、この道路に隣接する生徒寮やパソコン室等の校舎は床上浸水したとのことであります。

ソフトボール場に隣接する建物の入口階段で、実測約60センチ冠水した跡がありました。ソフトボール場はそれ以上の冠水があったと思われます。また、ソフトボール場に設置してあったベンチは、硯川と尻塞川が合流するところまで流されていたとのことであります。学園の中ほどにある通路となる橋の下手左岸付近から越水した様子で、部室や校舎等が約30センチ床上浸水したとのことであります。

さらに、国道3号から学園内への流入水もあり、正門入ってすぐ右の保健室やその先の職員室、ここでまた約30センチ越えの床上浸水とのことであり、ドームの中では実測しましたが、約40センチの冠水、それから、ドームの中にあります自動販売機のところで、実測して約50センチの床上浸水、こういう状況でありまして、遅まきながら甚大な被害に見舞われたことをひしひしと感ずるところでありました。

もちろん、当局側もこの情報は全て調べられていると思っておりますが、先ほど、その硯川と沿線の改修計画については御答弁をいただいたところでありますけれども、大雨により増水し、越水した硯川と、その沿線の右岸道路の冠水や学園内への浸水は、三、四年前まではあまり聞くこともなくて、今までほとんど議題に供したこともなかったと思っております。

ところが、今年、去年の大雨によりましての被害

であります。改修計画に当たっては、国道3号と硯川沿いの右岸道路との高低差が、勘場蒲鉾店様の裏側で1.3メートル超あります。道路の冠水が一番深いところで実測して80センチありましたから、写真撮影された時間帯が分かりませんが、これが一番高いところだったのか、それよりはまた高い時間があったのか、その辺は定かではありませんが、写真による実測では80センチありました。

したがって、この硯川の改修には、沿線右岸道路のかさ上げが必要であろうと思います。そこで、硯川沿いのこの右岸道路に関する次の3点についてお伺いいたします。

国道3号から神村学園と勘場蒲鉾店様の間にある硯川沿いの右岸道路は市道ですか。

二つ目に、この道路に門扉、ゲートが設置してありますが、この設置者及び管理者は市ですか。

三つ目に、時間帯による道路の閉鎖を知らせる看板が設置してありますが、この看板の設置者は市ですか。お伺いをいたします。

○土木課長（内田修一君） 三つの質問が出されましたので、一つ目からいきます。

国道3号から神村学園に行く、さつまあげ、お土産の隣接道路になりますけれども、これにつきましては、公道の私道になります。

二つ目の、そこに設置してある門、ゲートにつきましては、神村学園さんが設置され、神村学園さんの管理になっております。

三つ目の時間帯につきましては、過去のいきさつ等がちょっとありまして、かなり昔の掲示になっているようです。看板のほうに、警察と消防署の指導によりというようなことで、ああいった看板が立てられてるところです。

○15番（福田清宏君） この道路は、公道の市道であるという答弁をいただきまして、にもかかわらず、ゲートは神村学園の設置ということでありますが、市が許可した経緯があるんですか、どうですか。

それから、今、答弁ありましたように、「警察署、消防署の指導もあり」という文言がありますが、これはまた、その許可があったのかどうか、それについてお伺いいたします。

○土木課長（内田修一君） 許可の経緯につきましては、かなり昔のことになる関係で、昭和のときに何らかの手続があったのかなと。そこで更新手続を取ってまいることになりますけれども、神村学園の敷地において、そういった土地の買収等が進んでいった場合に占有することがなくなったのかなとところで、はっきりとした書類等は確認できておりません。

○15番（福田清宏君） 深くは追求はしませんけれども、同時時間帯で閉鎖する時間があったりいろいろしておりまして、市道としての認識が市民にどれほどかという疑問を持ちながら、市道であるということが確認できたところで、質問を続けさせていただきます。

○土木課長（内田修一君） 申し訳ございません。私の1回目の発言の中で、あの場所につきましては、公道の市道にはなっておりません。学園の敷地内の敷地内道路です。申し訳ございません。失礼いたしました。

○15番（福田清宏君） 続けます。神村学園の敷地であれば、今さら、許可権者がどうのこうのという質問は該当しませんので、先の質問は取り消させていただきます。2回目の質問だと思います。

市道でない、学園の敷地だということですが、そうであればあるほど、改修事業を行う場合には、硯川沿いの右岸道路を狭くして、硯川を広げて容積を増やすか、あるいは大きい暗渠を入れて道路を確保するのか、いろいろな方法があると思いますが、いずれにしても、硯川を改修するには、市道でない硯川沿いの右岸道路のかさ上げを伴う、かさ上げしなければ、恐らく整備ができないだろうというふうに、現状を見て思ったところではありますが、その辺については検討中とのことでありますけれども、どのような御検討をされておられるか、お尋ねいたします。

○土木課長（内田修一君） 現在、関係課において雨水浸水対策について、先ほど市長も述べられましたけれども、先進地現地視察や検討会を開催しておりますので、まずは、河川流域の現況調査や浸水被害範囲の把握などの基礎調査を行い、関係課と計画

の立案に向けて検討を進めております。

方法につきましては、かさ上げなのか、そのまま断面を広げたほうがいいのか、この中でさらに検討していきたいと思っております。そのようなことで、沿線道路の改修につきましては、事業実施により必要となった場合は、隣接する神村学園や関係者と協議していきたいと考えております。

○15番（福田清宏君） 事業実施となった場合はということで結ばれましたけれども、そもそも市民の目に触れることが少ない硯川であるし、その沿線の道路、通行制限があったりして、そういう道路なんですけれども、大雨によって増水をして越水をして道路が冠水をして、さらに、学園内の敷地が冠水し床上浸水を起こしたという、こういう大きな被害を被ったこととか、それから、市民の生命財産を守るという行政の本分からすれば、早急な検討をして改修に進まなければならないと思うんですけれど。市長、この辺はどうでしょうかね。私もあんまり認識が薄くて、硯川のこんな状況というのは写真を見て初めて驚いたんですけれども、やはり、検討はしなくてはいけないことでしょうか、してなかったんだから。とすれば、急いでやらないと、やっぱり行政の本分である生命財産を守れないと思うんですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。お答えいただきたいと思っております。

○市長（田畑誠一君） 福田議員が現地をつぶさに調査をされまして、そして、具体的な箇所等について質問をなさっております。

その中でお述べになりましたとおり、ここ2年ぐらいなんですけど、それまではあの辺が全部つかったというのはあまり聞かなかったのですよね。そういった点で、甘えるわけではありませんが、備えあれば憂いなしですから、もっと早くから我々も取り組むべきだったとは思っています。いずれにしても、今、縷々述べられました、どこが何十センチと詳しく話されましたけれども、こういうのが2年続いていますので、今、市としまして関係課が集まって、まず先進地などの視察をしたりしながら検討しておりますが、いずれにしても今、福田議員がお述べになっておられますように、これは行政の責務と

して早急に対策をしなきゃならないということでありますので、具体的にまた検討してまいりますので、お気付きの点を御示唆いただけたらと思います。

○15番（福田清宏君） 急ぎ先進地の視察も必要だし、どうしたら早く改修できるかということを立案計画されることも必要であると思っておりますが、やはり、そういうのがなってからということでの答弁でしたけれども、関係者と一緒にやっぱり早く会議を起こして、意見を出し合って、そして一刻も早くこの改修計画が取りまとめられて、着工することが何よりだろうと思っております。いろんな障害があると思っておりますけれども、やっぱりそれを乗り越えなければ、硯川の冠水とかあるいは敷地内の冠水、床上浸水なんていうのは防ぎようがないというふうに感じるところでありますので、早く実現のために鋭意努力されますことを御祈念申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、二つ目は硯川と尻塞川が合流する、川下の排水改良計画は立案されているかお伺いいたします。

なお、この質問は9月定例会で濱田議員の一般質問と重複するところがありますが、お答えをいただきたいと思っております。

○農政課長（富永孝志君） 硯川と尻塞川が合流する川下の排水計画についてでございます。

両方の川が合流する川下には樋門を設置していません。当時、尻塞川の沿線には標高の低い農地が多く、水田への海水の流入を防ぐ目的で、昭和45年に県が設置し、昭和54年に改修が行われております。

この樋門は、堆積している砂の下を直径1.2メートルの暗渠3本で排水しているため、短時間に集中的に雨が降りますと対応できない状況にあり、神村学園周辺が冠水しております。

川下の排水計画につきましては現在まで立案されておりませんが、現在、関係課による雨水浸水対策についての先進地現地視察や検討会を開催しておりますので、その中で排水計画について調査してまいりたいと考えております。

○15番（福田清宏君） 立案されていないということですが、後でまた触れたいと思っております。次に尻塞川の改修になった時期ですね、三面張りにな

りました、この時期と、それから農用地が埋められた時期が分かたらお答えいただきたいと思います。

○農政課長（富永孝志君） まずは樋門の改修につきまして、昭和45年に設置されまして、昭和54年に改修して現在の施設になっております。

また、背後地の農地がなくなった時期につきましては、正確な記録が残っておりませんが、聞き取り調査等を行い、昭和60年頃には農地がなくなっていると思われます。

○15番（福田清宏君） 記録がないのはやっぱりいかにですね。農用地がなくなって宅地化した時期から、およそ40数年という理解でいいんですかね。最初、昭和45年に整備されてから50年前後の経過があるようですけれども、農用地がなくなると、遊水池がなくなるんですね。水が遊ぶところがね。

今日までこの対応というのは、やっぱり難しくて検討されてこなかったんですかね。その難しさっていうのはどういうことなんでしょうかね。これが遅れていること、今まで立案がなかったこと自体が、今回の道路の冠水とか建物等の床上浸水等、水が遡上する形で起こったんじゃないかと思うんですけれども、その辺についてはいかがですか。

○副市長（中屋謙治君） ただいまの尻塞川の関係でございます。先ほど硯川の関係、神村学園へ浸水したということで、川下で硯川と合流をしております。そういうことで、硯川の氾濫の一因として、尻塞川の樋門といいましょうか、この部分は大きく関係していると思っております。

そういうことで、先ほど来、答弁いたしておりますように、まずはこの両河川の河川流域の現況調査あるいは浸水被害の状況、こういった基礎調査が必要である、こういうことを考えておまして、早速予算化し、その作業に入っていきたいと思っております。

○15番（福田清宏君） やっぱり、浸水が2年続いであっても立案がなかったというところにやっぱりちょっと疑問を持たざるを得ないんですが、やっぱり何か難しいことがあったのかなと思いつつも、今回こうして質問をしています。何が障害で今まで立案計画を検討する時期が失われてきたのかという

ことも非常に疑問なんですけれども、ただいま基礎調査をする中で予算化もしていこうという話ですので、それは本当によかったことだと思いますし、ぜひ進めていただきたいと思います。

排水について考えてみますと、樋門の整備と改修というのは昭和45年と昭和54年ということですが、先の質問でもありましたように不具合があるということと、二つ目には遊水池の整備が、農用地がその代わりをしていたというふうに思うんですが、これがなくなったことから、今回の大雨の受皿は神村学園の敷地あるいはグラウンド、そういうところが受皿になったのではなかろうかと思っておりますし、これだけの容積を新たに設けるなんていう話はおおよそ不可能であろうと思っております。

基礎調査も恐らくそういう結果になると思っておりますが、絶対できないんです、これは。そうすると、排水ポンプの設置しか形としてはないだろうというふうに思うところです。

硯川の改修もなかなか進みそうにありませんし、やはり今までどおり、二つの川から流れる水はこの樋門の場所に集中するというところ等を考え合わせていくと、どうしても基礎調査も急がなきゃいかんし、最終的にはやはりポンプアップして排出するほかにいだろうと。あの地形からして、あの松林を切り開いて川を造ってという話にはならないでしょうからね。

だけど、田畑がなくなったから、あえて切り開いて川口を造るという方法もあるのかなと思ったりします。ですから、その辺も併せてどういう方法がいいのかは、やっぱり一生懸命になって検討しないと、もう放っておくことができないですよ。最終的には、ここがきちんと整備されていなかったから、水が遡上をしていって学園の敷地内にも入っていったらだろうというふうに考えられる節があるんですね。

そういうことを考え合わせると、ここのポンプ等の施設について、早く基礎調査を終えて実施調査をして、計画することが大事だと思うんですけれども、市長、この辺のことはどうですか。尻塞川のことで、ずっと樋門の話が出てきました。今回、硯川の流末も合わせて樋門の改修をという話で質問しているん

ですけれど、それについてはいかがでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○市長（田畑誠一君） この地域は、先ほど来、述べておりますように標高が非常に低いんですね。低くて、今まで田んぼ、畑もあったんでしょうか、農用地に海水が入ってくるというような、ちょっと普通考えられないようなところだったと。

したがって、県の事業において昭和45年に樋門が建設されたと思っております。そして、それがまたあまりうまく機能しないので、それから9年後、昭和54年にまた改修されたということでもあります。

今、福田議員がお述べになられましたとおり、やはり、大きく分けたら対策としてやっぱり排水しかないと思いますね。今、検討しておりますけれども、今、述べられましたとおり、神村学園一帯のあれだけの水を受ける土地は隣にはないわけですから、そうしますと、やはり排水かなと、行き着くところは、解決策はというふうに思います。

排水して、思い切って松林を開削するとか、あるいはポンプを設置するとか、いろんな方法があると思うんですが、今、先進地も見に行ったりしておりますので、雨が降る量とか周辺の雨量の関係とか調べながら、そういった方向性を見出していきたいと思っております。

やはり基本は何といっても、今、福田議員がお述べになっておられるように、何らかの方法で排水を考えるということになるんじゃないかなと思っております。いずれにしても、いろんな角度から検討してまいりたいと思っております。

○15番（福田清宏君） 先の濱田議員の質問でも言及があったと思いますが、今まで立案されていなかったことが、今動こうとするという答弁がありました。ぜひひとつこれは急いでやっぱりやらないと、さっき言いましたように、生命財産、暮らし向きが悪いという、そういうことにつながってはいけませんので、ぜひ、行政の責務として進めていただきたいと思えます。

なお、前の硯川は県の整備ということで先ほどから説明を受けていますが、普通河川だとすれば市の管理するところだと思いますので、県に頼ってばっ

かりじゃおれないという、非常にその辺も難しいんでしょうけれども、その辺についてもあるんじゃないかなと思うんですが、その辺についてはどうですか。ひとつお答えください。

○市長（田畑誠一君） いろんな角度から調査研究してまいりたいと思いますけれども、今ちょっと考えますと、田んぼがなくなったら農林水産省サイドでの予算もどうかと今思ったりしているところがあります。そうしますと勢い、市のやはり負担という形になるんじゃないかなと。いずれにしても、その方向性が決まったら、何らかの形で補助制度をつかめないものか、その辺は研究してまいりたいと思います。

○15番（福田清宏君） この間、財政問題をいろいろと言われておりますけれども、そんなことを言っている場合じゃないんですよ。やっぱり、これだけ人命に関わるようなことがあれば、やっぱり進めなさいかんとしますので、ぜひひとつ、その答弁のとおりに進めていただきたいと思えます。

これでこの項を終わって、次に進めさせていただきます。

次は、自治公民館の名称についてであります。

まず、いちき串木野市自治公民館建設整備事業補助金交付要綱の様式第1号に、自治公民館建設整備事業補助金交付申請書、この後は2号、3号とずっと10号まであるようですが、この中の公民館の名称についてお伺いいたします。

先の決算審査特別委員会の審議の中で、土木事業補助金99万8,750円の説明欄に、酔之尾自治公民館ほか4自治公民館とあり、「公民館の名称に自治がついているが正しいのか」と問いました。後日の回答では、調査の結果、酔之尾自治公民館の名称で申請されているということでありました。

その後も、この自治公民館の名称に疑問をずっと持ち続けておまして、いちき串木野市自治公民館建設整備事業補助金交付要綱の様式第1号を調べまして、申請書の公民館の名称について調べましたところ、申請書等の氏名の欄に〇〇自治公民館館長と、あるいは自治公民館というふうに印刷してあるんですね。これがこの間違いを起こしているんじゃない

かと思うことがありまして、本日質問という形をとりました。

まずお尋ねをいたします。公民館の名称に自治の文言がない公民館にあっても、様式にあるように〇〇自治公民館あるいは自治公民館館長というふうに記入しなければ申請書として成り立たないのかどうか、お伺いいたします。

〇まちづくり防災課長（下池裕美君） 補助金の申請様式等に記載をしている申請者欄等の公民館名称についてでございます。

現在の申請様式には、社会教育法に規定される公民館、条例公民館ですけれども、これと混同しないように区別するために、様式の公民館名称には自治公民館、自治公民館長と表記をしているところがございます。

公民館の名称は、各自治公民館の自主性、自立性によって決められることが本来の姿でありますので、申請書等における申請者欄等の表記につきましては、私どもが所管する他の補助金の様式とも調整を図ってまいりたいと考えております。

〇15番（福田清宏君） 条例公民館と混同する必要はないんですよ、自治公民館をね。条例公民館は二つしかないんだから。公民館は143ですか、今。市来地域が44と串木野地域が99ですかね。そんな感じで今あるわけですから、あえて自治という名前が入っているばかりにいろんなことが起こってきていると思います。

ちょっと先に行きますとね、こういう形で公民館の規約とか、あるいは長年の慣習もあるでしょうが、〇〇公民館というふうに入っているところが、〇〇自治公民館という名前で申請している、あるいはそれでお金が交付されている、これは偽名ですよ。本来規約にない名称で申請させているわけですよ。これは正確に言うと違うんじゃないですか。間違っているんじゃないですかね。偽名でもいいんですか、申請の仕方というのは。そういうことを思うんですよ。その辺についてはどうですかね。

〇まちづくり防災課長（下池裕美君） 御質問のとおり、申請書様式に「自治公民館長」と印刷してございます。申請されるに当たりましては、各公民

館の名称等で申請をさせていただいておりますので、自治がつかない公民館につきましては、自治を修正させていただいて、現在、正式な名称で申請をさせていただいているところでございます。

〇15番（福田清宏君） 本当にそうですか。違うでしょう、それ。酔之尾公民館は自治が入っていますか。今度新しく公民館ができていましたので、門前まで行ってみました。入口の上に大きな看板がありました。酔之尾公民館ですよ、していないですよ。申請書は、自治公民館ですとありますよ。さっき、土木課長が保留して回答してくれたのも自治公民館で申請してありましたということなんですよ。

その辺をやっぱ混同したら変なふうになるんですよ。だから、本来の公民館の名称で申請させなきゃいけないわけで、「自治」を印刷から取らない限りはこんな混同した間違いが起こるんですよ。取らないとすれば、申請の段階でチェックして自治を消してもらおうとかやらなきゃいけないと思うんです。さっきの答弁は間違っていますよ。実際、申請書を見れば自治が入っていますよ。どうですかその辺は。

〇まちづくり防災課長（下池裕美君） 現在、「自治」のついた申請書様式を活用しておりますが、今後、公民館名称、各自治公民館の自主性、自立性によって決められることが本来の姿でありますので、今回御指摘の申請書様式等につきましては、先の答弁でもありましたけれども、私どもが所管する他の補助金の申請様式等とも調整をしながら、見直すべきは見直してまいりたいと考えております。

〇15番（福田清宏君） この様式の1号から10号の中の自治を外すということは答弁できませんか。ほかの事業の補助申請書には書いていないんですよ。自治公民館なんていう印刷もないんですよ。

だから、手助けとして自治公民館と書いたのか、自治公民館の名称でないと申請できないよということで書いてあるのか、この辺は分かりませんがね。だけど、本当に規約にある名称と違った名称、いわゆる〇〇公民館が〇〇自治公民館で申請してお金を受け取っている。このことには触れませんか。正規なこととして認めていいですかね。どうですか。

〇まちづくり防災課長（下池裕美君） 当初、この

様式等を整備するに当たりまして、先ほど答弁いたしました、社会教育法に規定される条例公民館と区別するといったような意味合いで自治公民館というような表記で印刷がされたものと思っております。今後、こういった様式等につきましては、先ほどから申しておりますとおり、他の補助金の様式等とも調整を図りながら、見直すべきは見直していきたいと考えております。

○15番（福田清宏君） 他の様式にはないですよ。他の様式には自治公民館とか館長とかというのは書いてないんですよ。ただ申請者ということしか書いてないんですよ。だから、調整する必要はないよね、別に。だから、温情で公民館館長という文言を様式に入れたいということであればそれでいいと思いますが、「自治」は外すべきですよ。「自治」は外すべき。「自治」がついてる公民館は幾つありますか。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 市内全域での調査等は、申し訳ございません、取組がないところで、現在、市内の143の自治公民館のうち、25の組織が地方自治法に基づく認可地縁団体となっております。その中で、25のうち22の公民館におきまして、自治公民館という表示がされております。私どもが把握しているのはその部分だけでございます。

○15番（福田清宏君） 地縁法人の場合は自治をつけるような形が多いんですよ。だから、昔から存在しているこの公民館の名称は、「自治」はほとんどついてない。私が知る限り汐見町自治公民館かな。ほかにありますか。

だけど、ちょっと聞くところによると、自治をどうしようか、文言をどうしようかという話もちらほら聞こえてきますけれどもね。143ある中で、地縁の22とか、今の汐見町のそれとか、そんな感じの中でやっぱり自治公民館って書かせるんですか。

おおくりの中で自治公民館が143ある中でとかいう表現は別にいいと思いますけど、申請書に「自治」がつくということは偽名ですよ、本当に。これ、あっていいんですか。監査の流れが起こったら大変だと私は思うんですね。これ間違ってますよ。正式な公民館の名称で申請していないんだから。

やっぱり即刻この様式を改めて。自治を外すだけ

なんですよ。そしたら、間違いは起こらないんですよ。〇〇公民館は〇〇と書くだけでいいし、〇〇自治公民館は「〇〇自治」と書けばいいんですよ。それだけのことなんですよ、時間をとって質問していただけますけど。だけど、公民館をやっぱり惑わすようなこんなやり方はやっぱりよくないと思う。早速やっぱり改めるべきだと思うんですがね。

そうして、いい関係で公民館と対峙してくださいよ。こんなことで公民館ともめていたら大変ですよ。市長のところまでは恐らくこのことは届いていないと思うから、何かこれについて答弁があればお願いします。

○副市長（中屋謙治君） 今回この自治公民館建設整備事業補助金、これにつきましては交付要綱を定めております。

趣旨としては、この補助金要綱、条例公民館ではございません、皆さん方が自主的に運営されます自治公民館に関する補助制度ですということで、この補助金の交付要綱、自治公民館整備に関する補助金ということで要綱を制定しているわけでございます。この様式の中に自治というのが入っているのが適切かどうかという、こういう趣旨でございます。

様式の中で申請される方が書きやすいようにという、そういうことでここに入ったんだろうというふうに推察をいたします。様式でございますので、おっしゃいますような形で様式を見直していきたいと思っております。御理解をいただきたいと思えます。

○15番（福田清宏君） ぜひそうしてください。混乱させちゃいけないと思うし、混乱すれば、担当課と、やっぱり公民館やらまち協がおかしくなるんですよ。行政を進めるのも大変なことになりますから。こんなことは「自治」を消せば済む話なんですよ、様式から。

申請者欄なんですよ。あるいは交付先の氏名の欄のところとか、様式によってちょっと違うようなんですが、その辺はひとつ、今の答弁のように、すぐ様式を改める方向で検討していただきたいと思えます。

次に進みます。

やはり同じようなことで、関連するんですが、次

に、市が示す自治公民館の規約の公民館の名称について伺います。ひな形の中に〇〇自治公民館規約というふうにあるんですよ。そして、条文の中にも1条、2条、3条でしたかね、4条まで〇〇自治公民館というふうに記してあるんですね。

これは、今言ったように「自治」は要らないと思うんですよ。自治公民館規約とするならば、通常の条例とか要綱とかの左上に様式第何号とかと紙に書きますね。あそこに自治公民館規約というふうに入れて、それで標題のところは〇〇公民館規約、条文のところも〇〇公民館でいいとは思いますが、その辺についてはどうですか、お答えください。

〇副市長（中屋謙治君） 自治公民館規約ということで、例をまちづくり防災課のほうで示しております。この中に、自治公民館という名称を入れたのは、先ほど御答弁したような趣旨でございます。いわゆる社会教育法上の条例公民館と区別するという、あくまでもこれは自治組織ですよという。先ほどこの名称につきましても、課長が答弁いたしましたように、それぞれの地域の歴史であったり伝統であったり、そういうことで名称については皆さん方でお決めになることですので、そのひな形ですので、自治公民館のひな形ということで示しておりますので、このことについては御理解いただけるものと思っております。よろしく願いいたします。

〇15番（福田清宏君） それこそじゃないんですよ。標題のところに〇〇自治公民館って書いてあるんですね。だからさっきちょっと触れましたけれど、様式第何号とか〇〇要綱とか条例とか左上に書いてありますよね、一番上に。ここに自治公民館規約と書いてあるのは、私はいとわなないと思うんですよ。

だけど、その下の一番大事なところ、〇〇公民館規約というところに〇〇自治公民館規約ってあるんですよ。そしてまた、条文の中にも〇〇自治公民館というのが4か所出てくるんですね。これは改めるべきだと思うんです。これでないと、「自治」を入れないと規約ができないものと勘違いしますよ。だから言いました副市長答弁の最初のくだりと矛盾するんですね、これ。

公民館の今までの規約とか伝統とか習慣、慣習と

か、そういうのでやってきた名前とそぐわないんですよ。だからこういう文中のほうもやっぱり〇〇公民館規約で私はいいいと思うんですよね。そのことについて、お伺いしていますので再度お答えください。

〇副市長（中屋謙治君） 今回示しておりますのはあくまでも例でございますので、名称は、先ほど申し上げましたように、それぞれの自治組織の中で、自治を入れたほうがいいのか、必要ないとか、あるいはそれ以外の名称がいいとか、それぞれにあらうかと思えます。あくまでもひな形でございますので、そういうふうにご理解いただければと思います。

〇15番（福田清宏君） かみ合わないんだけどね、やっぱり自治公民館規約という名前を左上に書けば、今の答弁のとおりでいいですよ。ひな形でいいんです。だけど、ひな形といえども、標題やら条文に〇〇自治公民館というふうに書いてあれば、それはそういうふうにしなくてはいけないと思いますよ、どんなに理由をつけて説明されても。だからあっさりと、左上側の条文とか要綱とかいろいろ様式とか書くあの位置に自治公民館規約と書いて、それで標題以下は〇〇公民館規約、〇〇公民館というふうにするべきじゃないんですかね。というのも、143自治公民館の中で、自治公民館とうたっているところは22、23しかないということでしょう。そういう流れなんですよ。

私もですけども、市長もあちこち地区に行ったり、公民館に行って挨拶をされる中で、何々自治公民館という表現は一切ないはずでしょう、今まで。だから、認知されていないんですよ、自治公民館という名称は。地縁であったり、汐見町の例であったりする以外はね。そういう中でどうしてもひな形に自治をつけないといけないという話はおおよそ違うでしょう。

それから、条例公民館と自治公民館の違いというのは、当局が判断するための問題でしょう。各公民館においては必要ないですよ、そういうのは。自分たちの公民館の規約をどうするかという、そういう話ですから。そこがちょっとずれるんですよ、見解が。

だけど、このためにいろいろな問題が起こっている

るんです、公民館においては。規約の中には「自治」はないけれども、自治公民館と書かなくてはいけないということで書きましたというのがいっぱい出てきていますよ。新たに規約をつくるというところも、周りの公民館とは違うけれども、ひな形に「自治」が入っているから自治を書かないと都合が悪いんだろうという。違うでしょう、それは。そんな迷わすようなことをさせたらいけないんです。素直に事柄は現状に照らし合わせながら運ぶべきだろうと。

だから、これはひな形だから大切なんですよ。ひな形だから大切なんです。どこに頼りますか、ひな型に頼るんですよ。条例だってそうでしょう。模範例規集に頼りますがね。そういうことで、大切な規約のひな形なんだから、そういうふうにやっぱり変えていくべきが筋だというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○市長（田畑誠一君） 市政運営の根幹をなすものは公民館活動であります。その公民館活動の中で、今いろんな補助金の申請等で公民館の皆様方が迷われるといたしますか、違和感をお持ちということがあれば、これはいけないことでもありますので、今、市政を運営していく要である公民館は、文字どおりそれぞれの地域の皆さん方が独自の歴史で、伝統や特性を考えながら公民館名称を決めておられます。その公民館の皆様方がやっぱり、何といたしますかね、気持ちよくといたしますかね、よどみなく公民館活動をしていく上で大切なことでもありますので、今いろいろ御提言いただきましたので、精査して改めるところは改めてまいりたいと思います。

○15番（福田清宏君） 市長答弁のとおり、ぜひひとつお願いをしたいと思います。やっぱり混乱を起こしちゃいけません。自治公民館に、それぞれの公民館の活動に混乱を起こしてはいけませんので、どうかひとつそういうことで前向きに御検討いただきますように申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（下迫田良信君） 次に、濱田 尚議員の発言を許します。

[8番濱田 尚君登壇]

○8番（濱田 尚君） おはようございます。

通告に従い、沖ノ浜松林の整備について質問いた

します。

沖ノ浜につきましては、平成21年6月議会において一般質問をいたしております。そのときも、何とか市民の憩いの場として活用できないか、また、美しい松林の環境整備はできないかと訴えてまいりました。そのときの答弁では、松林の保全と景観を図り市民が気軽に散策できるように、保安林としての機能を維持しながら、鹿児島森林管理署と協議して広場等の環境整備についても取り組んでまいりたいとありました。

しかしながら、翌年、平成22年に植樹祭が沖ノ浜にて開催されてからは手つかずの状態、松林を気軽に散策とは程遠い状態だと感じます。地域のシンボルとしての沖ノ浜松林の活用と整備に何とか着手していただきたいとの思いから、本日も質問をいたします。

1、「遊々の森」青松の森として、7.17ヘクタールの松林を平成17年3月に鹿児島森林管理署と協定を締結しました。鹿児島森林管理者第1号だそうであります。市民の憩いの場として、また、自然体験活動などを行うこととして設定しました。その後の取組状況や、森林の管理の状況について伺い、壇上からの質問といたします。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 濱田 尚議員の御質問にお答えいたします。

沖ノ浜の松林は周辺地域を、風害、潮害、飛砂の害から守るための保安林であるとともに、昔から白砂青松の地として市民から親しまれてきたところでもあります。濱田議員が縷々お述べになったとおりであります。

平成17年3月に沖ノ浜国有林7.17ヘクタールを市民の憩いの場として、体験活動等が実施できるよう、青松の森として鹿児島森林管理署と協定を締結しております。

これまでの活用としましては、平成17年度に鹿児島森林管理署と共同で主催した森林教室に川上緑の少年団が参加し、樹木の名前と特徴を学び、看板設置や鳥の巣箱作りなどが行われました。また、平成21年度には植樹祭を実施し、抵抗性松の植樹も行う

ております。

松林の管理につきましては、過去には地域の住民の方々が皆さんの協力の下で下刈り作業も行われておりましたが、近年では、ウォーキング大会の開催前にコース周辺の草払い等を行っており、それ以外では通行に支障となる木の伐採などを行っている状況であります。

○8番（濱田 尚君） 今、市長から答弁がございましたように、川上緑の少年団の児童たちが看板設置や巣箱を作りました。そのとき、非常にいい松林になっていくんだろうなとものすごく期待をしたところでございます。やはりこの松林に、人が集う、子どもたちが集うというのは理想的な形でありますので、やはりこういう森林の中での自然学習活動というのを、小学校、中学校でもぜひ検討していただきたいと思っております。

保安林でありながら、そして、自然公園という位置づけでもありますので、そういったところで体験学習ができるようなことを続けてやっていただきたいと思っております。先ほども言いましたように、鹿児島森林管理署と第1号の協定締結ということでございますので、そこを我々はしっかりと進めていくことが大事であるのかなと思っております。

またそして、森林の管理の状況でありますけれども、私もたまに行くんですけども、なかなか管理ができているとは思えない状況でもあります。例えば、松林の中に行きますと、ごみも散乱していますし、そこに飛んできた椰子もそのまま大きくなっている状況でございますので、管理署のほうにも、自然公園としての位置づけもありますので、管理をしっかりとしていただくように要望を願いたいと思っております。

森林管理署の保安林、そして県立の自然公園となっているわけですが、森林管理署としての保安林の行為の規制とか、例えば、今、吹上浜、金峰山まで入ったそうですけれども、県立の自然公園としての規制があるわけですよね。そういったところの規制はどのように御理解しているのか、お伺いいたします。

○農政課長（富永孝志君） 沖ノ浜の松林ですけれ

ども、青松の森はまずは国有林でございます。そして、県が指定する保安林でもあります。また、吹上浜金峰山県立自然公園でもございます。

そういうことでありますので、まず、国有林についてでございますが、ここの管理は鹿児島森林管理署になっておりまして、規制といたしましては、原則無断で入ることができない。また、伐採・除草等については、保安林機能維持の観点から、雑木や草木であっても個別に状況を確認してから判断されるという形になります。

ただし、青松の森についての協定を結んでおりますので、毎年度、活動計画を提出することで、活動ができるような形で、これにつきましてもやはり、入林者数とか活動内容や期間等について事前に連絡をすることとなっております。

また、保安林につきましては、県の地域振興局の林務水産課による管理になります。保安林内の択伐に関しまして、伐採を行う場合は森林材積の30%を超えることができないとか、また、伐採を行う場合は30日前までに伐採の許可等を提出しなければなりません。

それと併せまして、県立自然公園でございます。吹上浜金峰山県立自然公園の第2種特別地域に分類されておりまして、管轄につきましては鹿児島県の環境林務部自然保護課になります。農林業活動や住民の日常生活に必要な施設等の設置は認められておりますけれども、行為によっていろいろ許可をとらなければなりません。許可が必要なものの例といたしまして、工作物の新築、改築、増築、木竹の伐採、また、鉱物とか土石の採取、広告物の設置などがございます。

このように、沖ノ浜の松林、青松の森は、森林法や自然公園法で厳しく制限されております。このような制限は、何をすることに当たりまして、森林管理署と、あと県のほうとの協議が必要になってまいるという状況でございます。

○8番（濱田 尚君） 非常に規制が多いということで、自由にいろいろ市として取り組めるかといえれば難しいところでもありますけれども、現実として海水浴場もあったわけですね。その中で監視棟があ

ったりトイレがあったりして、その状況はそのままでございます。

地域の人たちが沖ノ浜で何かしたいよねということで、前も広場等ができたらいいなということで一般質問をしましたがけれども、なかなか前に進まない状況であります。

そういった中で現在に至っているわけです。2番目の質問に移りますけれども、吹上浜フィールドホテルが開業しましたね。たくさんの方々が来場者でにぎわっております。そして、フィールドホテルのグランピングというんですかね、キャンプの需要や自然体験やレジャーなどが多様化してきて、やはり、フィールドホテルと沖ノ浜のリンクは、最小限必要かなというような思いもあります。

そういったところで、本当に森林や松林を整備して人が集う空間をしっかりと創出しなければならないと思いますけれども、その件についてはどのような所感をお持ちでしょうか。

○農政課長（富永孝志君） 確かに青松の森のそばに吹上浜フィールドホテルという、あそこではグランピングといいまして、キャンプ等を簡単に味わえるような施設になっております。この方々が、夕方とか朝などに、この青松の森を散策していただけるようであればいいなというふうに考えておりますので、また、フィールドホテルとも話をしながら、方向性について考えていきたいと考えております。

○8番（濱田 尚君） フィールドホテルとの連携というのは、本当に大事であります。観光交流課でもこのフィールドホテルの来場者が多いというのは把握されていると思いますけれども、観光交流課として、フィールドホテルの人の動きとか、そういったのはどのように捉えていらっしゃるんですか。

○観光交流課長（長崎 崇君） 吹上浜フィールドホテルの件についてお答えいたします。

吹上浜フィールドホテルは、全体完成に向け、現在、ホテル棟の整備が進められているところであります。9月18日にはトレーラーハウスと大型テントを利用したグランピングエリアがオープンいたしました。利用者がそれぞれ個別の施設を利用し、利用者同士の接触が避けられることから、コロナ禍であ

っても多くの皆さんに利用されており、テレビや新聞などにも度々取り上げられ話題の施設となっております。

オープンから11月30日までの利用者数は、大人が2,478人、子どもが607人、合わせて3,085人とのことであります。既に年末年始の予約は満室となっているという状況を聞いているところであり、今後ますます多くの方に御利用いただけるんじゃないかというふうに考えております。

○8番（濱田 尚君） 私も近所に住んでいますけれども、たくさんの方、車が県外ナンバー含めて来場されています。そして、フィールドホテルを大里川の対岸から見ますと、日曜日の朝になりますと、家族連れが大里川の水面で遊んでるわけですね。本当にいい形になったよなど。本当、平成11年にリバーフロント計画であそこを埋め立てて、そういった計画をしましたけれども、リバーフロント計画のあのパース図が自分の中によみがえってくるようでした。

そういう中で、泊まれた方の中には、やっぱり「海がきれいですね、夕日がきれいですね」ということで、「海岸はどうなってるんですか」とやっぱり聞かれるそうですね。そういった海岸に関心もあるというのは、本当、現場の人も言うておられました。

そして今回、国道工事事務所跡地を数年前に民間事業者の方が所有されておりましたけれども、最近、フィールドホテルの運営会社のコロンさんが全部を購入されたそうであります。全部を購入されて、今後は、やはり吹上浜の海岸や松林を活用したレジャーを含めて可能性を模索していきたいということをお伺いしております。

市民の憩いの場所というのもあるんですけども、やはりそういう動きが民間にありますので、このことに関してはどのように捉えていましたか。

○観光交流課長（長崎 崇君） 吹上浜フィールドホテルの観光施設についてですけども、やはり、いちき串木野市の観光の核となる施設であると考えておりますので、また、ホテル、コロンさんのほうとも情報を密にしながら、取り組んでまいりたいと

いうふうに考えております。

○8番（濱田 尚君） 情報を密に取って連携していただきたいと思います。農政課も観光交流課のほうも、それはお互い連携していただきたいと思いますけれども、先ほど言いました展望所とトイレがやはりネックになるといいですか、人が気軽に散策できない一つは、やはり老朽化した展望所とトイレだと思います。公共施設の管理の方針では廃止ということでありましてけれども、やはり、いち早く撤去するべきだと思いますが、どのようなお考えでしょうか。

○観光交流課長（長崎 崇君） 議員、御説の沖ノ浜の国有林内にあるトイレと展望所の件でございますけれども、こちらのほうも公共施設の在り方の検討の中で廃止の方針が出ております。実際、展望場にしましても鉄筋がむき出しになっていたりとか、非常に老朽化している状況がございますので、撤去に向けて検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○8番（濱田 尚君） 検討ということですが、これはいち早く取り組むべき問題だと思います。やはり、民間の動きもですし、フィールドホテルの来場者にとっても、そして地域の人にとっても、今の老朽化したトイレと展望所は早く撤去して広々としたスペースを創出する。

そういった中で、またいいアイデアが、地域の人や事業者からも出るかもしれません。そういった土壌をやはり早い時点で作っておくべきだと思います。

市長、これはいい話ですので、どうにか早く着手できないのでしょうか。市長の所感をお伺いします。

○市長（田畑誠一君） 旧吹上浜荘は、市来地域の皆さんにとって、また、合併してからはいちき串木野市にとって、東シナ海をはるかに拝むすばらしい夕日の景観や松林というのは、地域の大きな、本市の大きな財産であります。そういうことで、指定管理者に出すに当たってどのような方向であるのかと、長い間、議会の皆さん方と議論を重ねながら、今の形でコロナさんに受けていただきまして、吹上浜フ

ィールドホテルという形で開業しております。

9月10日に私も副市長と一緒に泊まらせていただきました。9月18日に一部トレーラーハウスと大型テントを利用した形でオープンをしました。その後、今、説明いたしましたとおり、3か月足らずで3,000人を超える人に利用していただいて、しかも年末年始もみんな不況なのに満室だという話で、これは本当によかったなと思っています。

本市として、市来地域の大きなシンボルとして、地域が持つ東シナ海をおがむ雄大な海、紺碧の海、そしてまた美しい夕陽、そしてまた緑したたる松林と大きな財産でありますので、おそらくホテルのグランピングにお泊まりになった方々は、やっぱり今、濱田議員が話しておられるように、松林も含んで施設がつくられたんじゃないかなと。あそこを散歩してみたい、散策してみたい。あるいはまた、あの中でバレーボールでもやってみみたいとか、バトミントンでもやってみみたいとか、そこまで見込んでフィールドホテルというのは計画をされているんじゃないかなというふうに多分思われると思います。海がきれいだとかさっき言われました。多分そうだと思います。

気軽にぶらっと散歩に行くという、本当にみんなのその心情は普通だと思います。ただ、この沖ノ浜の松林は本来、周辺の地域を守るため、風害とか潮害、それから砂の飛沫を防ぐという住民を守るための保安林でありますよね。そして、先ほどから課長が答弁しておりますように、国有林であって、それから県立自然公園であって、また保安林であってと幾つもの網をかぶっております。

例えば国有林について申し上げますと、まず最初に、原則、無断で立ち入ることはできない。伐採、除草については保安林機能維持の観点から、雑木や草木であっても個別に状況を確認してから判断される。県立自然公園にあっては、行為の種類によっては許可をとらなければならない。工作物の新築とか改築とか増築、それから木竹の伐採、それから鋳物、土石の採取も駄目、広告物の設置も許可を取らなきゃいけないということで、保安林としては30%云々というのがありますが、そういう網がたくさんかぶ

っております。

ただ、さっき縷々申し上げましたとおり、フィールドホテルに来られる皆さん方は、松林も含んだフィールドホテルだと思われると思います。ただ、その中で、今言いましたとおり、厳しい規制がたくさんかけられておりますので、そんな中で、どういう形で訪れる方々に応えられるか。あるいは、フィールドホテルの経営をされる皆さん方にどんな形で応えていけるのか。フィールドホテルの皆さん方の意見、もちろん地域の皆さんの意見を聞きながら、たくさんの網がかけられておりますけれども、可能な限りどんな形で活用できるのか、協議をしてまいりたいと思っております。

○8番（濱田 尚君） 様々な規制の中で本当によかったというのは、青松の森について協定を結んでいるということです。この協定を結んでいることで、その協定の中には市民の憩いの場所として創出する、そして、自然学習をするという。人が入って学習してくださいよと、巣箱も設置できたわけですよね。そういった中で、こういった青松の森を活かしていく、それが大事だと思います。その中で、民間業者とその自然体験と一緒にすればいいじゃないですか。そして、私は栗野岳に、チェーンソーアートがものすごいなと思って見に行きました。たくさんの方がいて、チェーンソーでアートをするんですけども、そういう迫力と芸術性というか、こんなのも森の中でできたら面白いよな、そして、ネイチャーゲームも、あの中だったらいろいろ手法があると思います。

そういった中で、学校もですけれども、民間事業者がそういったところと一緒に考えて自然体験をしたり、また学校と民間と自治体と一緒にすれば、できないことはないと思います。いろんなことを考えれば、青松の森を設定してよかったなと思いますので、ぜひ取り組んでもらいたいと思います。

以前、市来若者隊が、日の出橋にラブリッジとして灯りをともしてライトアップしたことがありました。あのときは本当、この橋こんなにきれいだったっけ、水面に映る光が本当にきれいだったなという思いもあります。沖ノ浜にいろいろ人が入ることによって、また橋が、そして川や海が、人の集う場所

につながっていくと思います。

そういったことが地域活性化や環境美化に発展できると思いますので、積極的に事業者の皆さんと連携して行っていただきたいと思います。強く申し上げて、質問を終わりといたします。

○議長（下迫田良信君） 次に、東 育代議員の発言を許します。

[10番東 育代君登壇]

○10番（東 育代君） 私は、先に通告いたしました1件、6項目について市長と教育長に質問をいたします。

人口減少時代を迎えました。少子化に伴う急速な児童生徒数の減少と新型コロナウイルス感染予防への対応など、課題山積のようでございます。特に教育を取り巻く環境について大変憂いております。平成27年の人口は2万9,280名、令和2年2万7,472名と、6年間で1,810名の減です。人口減少の中でも注目すべき点は、近隣の自治体と比較して出生率が本市は極めて低いことです。

二つ目に、平成27年の公立小中学校の児童生徒数は2,214名で、令和2年2,002名と、6年間で212名減少していますが、不登校の児童生徒数は減少しておりません。

三つ目に、急速に進む児童生徒数の減少により今年度で冠岳小学校の廃校が決まりましたが、部活動ができない中学校も出てきております。

多くの課題を抱えておりますが、私は未来を担う子どもたちの成長を願うとともに、少子化だからこそ一人ひとりを大切に義務教育の9年間で1人もとり残しがないう、次のステップへ送り出すことが市の責務だと思っております。

そこで、本市の教育を取り巻く環境について、現状と課題を再度検証し、時代の流れを的確に捉え、スピード感を持った取組が重要ではないかと思うのですが、市長の見解を求めます。以上で壇上からの質問といたします。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 東 育代議員の御質問にお答えいたします。少子化対策は、お述べになられましたとおり、市政の最大の課題の一つであります。

早急に取り組むべき喫緊の課題と捉えております。

児童生徒数の推移につきましてもお述べになりました。平成27年度が2,214人、本年度が2,002人で、この5年間で212人、9.6%と1割近い減少となっております。また、住民基本台帳に基づきますと、5年後の令和7年度の児童生徒数は1,774人と見込まれ、本年度と比較しますと、228人、11.4%の減少が見込まれており、さらに少子化が進んでいく状況が想定されております。

この状況に歯止めをかけるために、教育上では、児童一人ひとりの学習を最適化し、それぞれの能力や資質に合った指導を行うことが重要であると考えております。現在、特別支援教育対策としては、支援員の配置。また、いじめ・不登校などの対策としては教育支援センターを設置するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどを配置しており、今後さらに総合教育会議でも対応を検討してまいりたいと考えております。

○10番（東 育代君） ただいま市長から取組についてお聞きいたしました。項目別に順次質問をさせていただきます。

まず、少子高齢化社会の中において、少子化問題は市の発展や経済活動まで影響を及ぼしていく喫緊の課題です。児童生徒数の減少についてどのような取組がなされているかについてですが、ただいま市長から答弁いただきました。

児童生徒数の減少は、子どもたちの教育環境への影響だけでなく、本市の経済発展あるいは活動にも本当に影響が出てくると危惧をしているところです。児童生徒が減少する中での厳しい学校運営だけでなく、コロナ禍におけるアフターコロナ対策も必要となってまいりました。新しい生活様式の中での学校生活の在り方、経験したことのない取組も始まって、子どもたちを取り巻く教育環境はますます厳しくなっているように思っております。児童生徒数の減少を受けて、各学校でどのような取組がなされているのかお聞きいたします。

○教育長（相良一洋君） 児童生徒の減少について、特にその影響を大きく受ける小規模校では、テレビ会議システムを活用した合同事業に取り組んでおり

ます。小規模校では、多様な考えが出にくく、学習集団が固定しがちで友達から学ぶ機会が少ないなどの課題があります。そこで、テレビ会議システムを活用した授業で他の学校の児童と交流することを通して、多様な考えに触れ自分の考えを深めたり、人間関係が広がり、コミュニケーション力や社会性を養うことができたりしています。

また、小中一貫教育においては、他校との交流活動、合同授業、中学校教諭による乗り入れ授業など体験的な学習活動も実施しております。今後、児童生徒数の減少を受け、各学校において、さらに児童生徒一人ひとりの実態に寄り添ったきめ細かな学習指導や、生徒指導の充実が図れるように指導してまいりたいと考えております。

○10番（東 育代君） ただいま教育長に小規模校の取組など答弁いただきました。また、きめ細かな取組をやっているということで、御答弁をいただきました。

児童生徒の急増は現状では考えられないです。各学校においても様々な取組をなさっておられることは承知しております。義務教育期間の9年間は、社会人として生活ができるように支援をしなければならないし、将来的には市の活性化にもつながると考えております。子どもたちの人数が激減している今、一人も取り残すことのないように市も一緒に取り組むべきと思っているところでございます。

学校現場において、一人ひとりに寄り添った支援体制ができているのか、本市の相談事業体制についてどうか、現状と課題があればお聞きします。

○教育長（相良一洋君） 学校現場の支援体制及び本市の相談体制であります。

学校現場では、全児童生徒を対象としたアンケート調査や教育相談、職員会議や学年会、生徒指導部会、不登校対策委員会などで情報交換等を実施して、一人ひとりに寄り添った対応に努めております。

本市の相談体制としましては、スクールカウンセラー3人、スクールソーシャルワーカー3人を雇用し、面談を行ったり家庭訪問をして、家庭の課題に応じて関係機関と連携を図ったりするなど、心理的、社会的な側面からサポートを行っております。

不登校または不登校傾向を示す児童生徒については、市教育支援センターを設置し、支援員2人が生活習慣の改善や学習支援など学校復帰への取組を行っております。

○10番（東 育代君） 今、本市の相談事業体制にも御答弁いただきました。アンケートもとっていらっしやるということです。各小学校を対象にした家庭教育に関するアンケートを平成29年度に取られたのがあるんですが、これではやはり、しつけ、親子関係、不登校、この問題が上位でした。

大規模校と小規模校では先生方の子どもたちに対する向き合い方は違うと思うんですが、大規模校では、子どもたちの変化に対応できるのか、支援体制が十分なのか、気になるところです。いかがでしょうか。

○教育長（相良一洋君） 大規模校については、いろんな人数が増えたり、ケース・バイ・ケースで、また、臨時的にケース会議やら生徒指導部会、また、不登校対策委員会等、回数を増やしながらかつて対応を迫られているところですよ。

また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーも相談業務を怠ることなく、家庭または教育支援センターに足を運びながら連携を深めて、子どもたちの対応を日々、やはりしっかり把握しておくことが大切だということで活動しております。

○10番（東 育代君） 不登校について、あるいは教育支援センターについては後ほどまたお聞きしたいと思います。

次の（2）に移りますが、学校現場で多くの経験を積んでこられた教育長に、児童生徒の著しい減少に直面している本市の教育行政の取組に対する思いをお聞きしたいと思います。

○教育長（相良一洋君） 今日、教育を取り巻く状況は、急速な人口減少や少子高齢化、高度情報化の進展と変化のスピードが加速度的に増えてきております。こうした中で、教育分野においても学校における働き方改革や、ICTを活用した教育など大きな改革が進められております。

ほかにも新型コロナウイルス感染症予防に向けた取組に加え、学力・体力の向上、いじめや不登校と

いった問題への取組の推進など幅広い課題があります。

本市は、1865年、薩摩藩英国留学生19名が、近代日本の礎を築くために羽ばたいた黎明の地でもあり、本市の子どもたちに先達の勇敢な思いを胸に、持続可能な社会のつくり手としての力を身につけて、それぞれが幸せな人生を歩んでいってもらいたいと考えているところでございます。

その実現のために私自身が多くの声に耳を傾け、子どもたち一人ひとりに寄り添った教育環境を整えながら、本市の発展を支える人材を育み、前例にとられることなく実践してまいりたいと思います。

また、いちき串木野市の豊かな自然と教育的な伝統・風土を生かして、学校、地域、企業等と連携を図りながら、生きる力を備えた児童生徒及び生涯にわたって学び続ける人材の育成に努めてまいりたいと思います。

皆様の御協力と御支援を賜り頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお祈りいたします。

○10番（東 育代君） ただいま教育長に抱負を語っていただきました。多くの声に耳を傾けてということをお聞きいたしました。学校教育、社会教育と大所高所から御指導いただき、教育長の強いリーダーシップによって未来を担う子どもたちが輝いてくれることを楽しみにしております。

次の質問に移ります。

児童生徒の減少と学校規模の関係については、平成28年2月に定められた市小中学校の統廃合基準に基づいて対応するとなっております。現状と課題について伺いますが、まず、いちき串木野市教育振興基本計画の第2章に、本市教育を取り巻く環境があります。その中に、児童生徒数の減少、学校規模についても書いてございます。

1学校当たりの学級数は12学級以上18学級以下を標準とすると学校教育法施行規則第41条にありますが、本市の状況では12学級を下回る学校が小学校9校中7校、中学校では全5校が下回っており、ほとんどが小規模の学校となっているのが現状とあります。公立小中学校の統廃合は、平成28年2月に定めた、いちき串木野市立小中学校の統廃合基準に基づ

いて対応するとなっております。

また、市では現在、学校統廃合検討会議あるいは学校等教育のあり方検討委員会を設置し、生徒数の推移を見極めるとともに、中学校の部活動を含めた教育環境を考慮し、統廃合も視野に入れた学校のあり方について検討をしていくこととしておりますとありますが、私は個人的には小学校は地域とともにあるべきと思っております。

一方、小学校1年生から6年生の児童生徒の推移を見たときに、中学校の統廃合は早目に対応が求められるのではないかと考えております。学校統廃合検討会議、あるいは学校と教育のあり方検討委員会で、中学校の統廃合についてどのような協議がなされているのでしょうか、現状を伺います。

○教育長（相良一洋君） 本市の児童生徒については、平成22年度は2,386人、本年度は2,002人で、ここ10年間で384人、16.1%の減少となっております。

小中学校の統廃合については、統廃合基準に基づき対応することとしておりますが、このように急速に進む児童生徒の現状を見ますと、どのような教育環境が望ましいのか検討する時期に来ていると考えております。

特に中学校においては、小規模校では教員の適正配置が難しく、受験体制に大きな影響を及ぼすことが想定されます。また、教員が少ないために設置できる部活動が限られ、生徒が希望する部活動ができずに活動が制限されることも想定され、十分な教育環境を整えられない状況になっていると考えられます。

現在、市では学校統廃合検討会議を設置し、これまで冠岳小学校の閉校、旭幼稚園の閉園について協議してまいりましたが、今後、中学校のあり方についても教育環境等を考慮し、地域の意見も踏まえながら検討を進めていくこととしております。

○10番（東 育代君） 御答弁いただきました。冠岳小学校は今年度ということですが、やはり中学校のほうを本当に、この検討会議あるいは検討委員会で協議されるとなっているんですが、スピード感を持って取り組んでほしいなと。

先ほども教育長のほうから受験のこと、あるいは

部活動の制限、様々な課題が出てきております。保護者の声、子どもたちの声、それぞれあるとは思いますが、何が子どもたちにとって一番いいのか早急に考えて取り組んでいただきたいと思いますところ です。

もう一つ聞きますが、今進められております事業の一つに、小中一貫教育のモデル校の取組がございます。串木野西中学校と旭小学校、荒川小学校では令和元年度から令和2年度、それから、羽島中学校と羽島小学校、あるいは生冠中学校と冠岳小学校、生福小学校については、令和2年から令和3年と取組が今継続しているところですが、その成果と課題についてはどのようなのでしょうか、伺います。

○教育長（相良一洋君） 本市では平成27年度から平成29年度までの3年間、文部科学省の研究指定を受け、小中一貫教育の研究実践を推進してまいりました。また、平成30年度以降も市の事業として継続して取り組んできております。

小中一貫教育では、児童生徒の実態を把握し、課題解決に向けた意見交換等を通しながら、合同研修会、また2分前着席や自分から挨拶などの小中一貫共通実践事項を決めた実践、小学校の授業を中学校の教員が行う乗り入れ授業や小中合同交流事業、合同学校行事の取組などを充実させてきております。

なお、毎年市内の小学校6年生と中学校1年生の全児童生徒とその保護者、教員を対象に小中一貫教育に関するアンケートを実施し、小中一貫教育の成果や課題を把握し、今後の取組に生かしてきております。

その結果から、多くの児童が中学校教諭による授業が中学校生活を知る参考になっている、中学校生活に期待を持って入学し、楽しく学校生活を送っていると答えています。

また、小中一貫教育に対する保護者の期待は大きく、その必要性を感じている保護者も年々多くなってきています。なお、小中の連続性を持った教育の必要性をほとんどの教職員が感じてきており、9年間を見通した系統的、継続した学習指導を意識した取組が増えてきております。

今後9年間で育てていきたい目指す子ども像を学

校運営協議会と共有し、さらに小中一貫教育の取組が充実されるよう働きかけてまいりたいと考えます。

○10番（東 育代君） ただいま御答弁いただきました。その中に、やはり9年間を見通してということでのメリットというようなことで、デメリットはちょっとお聞きできなかったところです。9年間を見通してということで、ちょっともう少し触れますが、義務教育学校の設置が周辺の自治体では進んでおります。薩摩川内市であったり、あるいは日置市でも来年度に取組があるわけですが、急速に減少する児童生徒の好ましい教育環境を提供することを第一としての取組であろうと思いますが、義務教育学校について本市の見解をお聞きします。

○教育長（相良一洋君） 義務教育学校についてであります。義務教育学校とは、小学校課程から中学校課程までの9年間の義務教育を一貫して行う学校です。一方で、既にある小中学校を組み合わせで一貫教育を行う学校を小中一貫型小学校・中学校と呼びます。

義務教育学校では、学年の区切りを従来の6・3制から、5・4制や4・3・2制などを設定し、9年間を通して一貫したカリキュラムを編成できることで、中学校進学時に不登校や学習不応答等が増え、中1ギャップを解消できるというメリットが挙げられます。

また、義務教育学校では、小学校と中学校の両免許を持つことが原則となっていますので、小学生のうちから、中学校の教員免許を持った教員から専門的な教科指導を受けられるという大きなメリットもあります。

ただし、デメリットとして、子どもたちは9年間同じ環境に身を置くこととなります。人間関係が固定化してしまう傾向にあります。また、9年間同じ児童生徒同士で生活することによって、高校への進学の際など、新しい人間関係を築くことに対するストレス耐性が下がってしまうということなども、デメリットとして挙げられる要因でございます。

今後、少子化に伴う学校の小規模の進展が予想される中、魅力ある学校づくりを進める上で、小学校と中学校を統合して、義務教育学校を設置すること

は一つの方策であると考えられますが、その場合、地域住民や保護者とビジョンを共有しながら、理解と協力を得ながら進めていくことが重要であると捉えております。

○10番（東 育代君） 地域住民、あるいは保護者という答弁もございましたが、東郷学園を視察しました、議会（総務文教委員会）で。そのときに、中1ギャップあるいは不登校、ここら辺が本当に解消されたという、とてもいい研修を受けて帰ってきたところでございます。

先ほどデメリットのほうもお話がありました。総合的に考えていろんなことを多面的な方向から検討されると思うんですが、国のほうが義務教育学校ということも打ち出しておりますので、近い将来にはそちらに移行するのかなという思いがしております。

いちき串木野市教育振興基本計画の第3章に10年後を見据えた教育の姿というのがあります。また、第4章では今後5年間の取組施策が記してありますが、やはり中心となり軸となるのは子どもたちであって、教育環境を守ることであるように思っております。児童生徒に好ましい教育環境を提供することを第一として、保護者の願いや地域の実情に応じて、住民の理解と協力を得ながら検討を進めていただきたいと思っております。

次の4番目に移ります。まちづくり協議会中心に地域づくりが進められている中で、通学区域が二つの学校に分かれている地域がございます。串木野中学校区と串木野西中学校区、ここについては串木野中学校区のほうに曙町、御倉町、美住町が入っております。串木野西中学校区のほうと今後整理をしていくべきかなという思いがしております。今、本市では、まちづくり協議会を中心としたコミュニティ活動が進められております。

本浦地区の御倉町と美住町、あるいは中央地区の曙町、ここでは串木野中学校と串木野西中学校に通学区域が変則的になっております。地域行事や学校行事によって子どもたちへの負担や地域活動への影響があるとお聞きしております。通学区域の見直しは考えられないのか、伺います。

○教育長（相良一洋君） ただいま東議員からあつ

たように、通学区域について地区を基準に考えますと、中学校において中央地区と本浦地区のほとんどは串木野西中学校の通学区域になっておりますが、一部公民館が串木野中学校の通学区になっている状況にあります。

昭和47年の串木野西中学校開校以来、現在の学校区が50年近く続いてきておりますが、現在のところ、保護者等から通学区の見直しについて要望は受けていないと伺っているところであります。

また、通学区域を見直しますと、転校しなければならない生徒が出てくることも想定されることから、保護者や生徒との十分な協議が必要であると考えております。当分の間は現行の通学区域で運行したいと考えているところでございます。今後、中学校の統廃合について検討を進める中で併せて通学区の見直しについても考慮してまいりたいと考えているところでございます。

○10番（東 育代君） 串木野西中学校開校のときに、こういう学校区割りがかちっとできたわけです。そのときには、生徒数を同じような感じでということであったと思うんですけど、現状、本当に串木野西中学校のほうも1クラスぐらいになってきております。

全体的に子どもたちの数は減ってきているんですけど、今のコミュニティ活動はまちづくり協議会を中心としております。この中でやはりいろいろな活動への影響があるというふうにお聞きしております。

今のところ要望はないということですが、私たちのほうにやはり、子どもたちにも無理がいつていると、そして、行事をつくるときに、学校の行事との調整をしなければいけないということも聞いておりますので、すぐにはできないと思いますが、中学校の統廃合の時期が来たらこのところもきちっと整理をしていただきたいなと思っているところでございます。

○議長（下迫田良信君） 質問の途中ですが、ここでしばらく休憩をいたします。再開は午後1時15分といたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時15分

○議長（下迫田良信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、東 育代議員、質問を行ってください。

○10番（東 育代君） 引き続き、質問を続けたいと思います。

5番目、（5）です。県内で公立小中高生の不登校は過去最多となっている。本市における不登校や不登校傾向の児童生徒への支援と対策について伺ってまいります。

このことについては9月議会でもお聞きした経緯がございます。改めてお伺いいたしますが、平成30年度、児童生徒の問題行動と生徒指導上の諸問題に関する調査（文科省）によると、本市における不登校児童生徒の割合は全国や県よりも高くなっていることが教育振興基本計画の中に書いてございます。支援体制や関係機関との連携などきめ細かな取組が明記されておりますが、学校現場での支援体制は十分なのでしょうか。

不登校と不登校傾向の児童生徒の現状について伺います。

○学校教育課長（藏菌孝一君） 不登校児童生徒、また、不登校傾向の児童生徒の現状と課題についてでございます。

まず、令和2年10月末現在における小中学校の欠席日数年間30日以上の不登校児童生徒数及び欠席日数は30日に満たないものの不登校傾向の見られる児童生徒数についてお答えします。

小学校の不登校児童数は7人、中学校の不登校生徒数は23人で合計30人となっております。小学校の不登校傾向児童数は5人、中学校の不登校傾向生徒数は4人で合計9人となっております。

次に課題についてであります。

不登校傾向の児童生徒は、学業不振、友人関係のトラブル、身体の不調などの理由で月に二、三回の単発の欠席がございます。学校は、初期対応マニュアルに沿って、1日目の電話連絡、2日目の家庭訪問対応など支援チームで対応に当たることで、当該月内では長期欠席には至らないケースが多い状況で

ございます。

しかしながら、この月に二、三回の単発の欠席が累積していくことで年間30日を超えるというケースが多く、結果として不登校児童生徒数がなかなか減少しないという現状がございます。

○10番（東 育代君） ただいま担当課のほうから御答弁いただきました。

令和2年度現在ということでお答えいただいたんですが、令和2年度では30名という数字が出ておりますよね。まだ令和2年度は途中ですので、これが増えることが予想されます。

前回お聞きしたところでは、平成30年度は40名、令和元年度は35名という数字を聞いております。この状況を見ますとやはり今年度もその数字に近づいていくのかなと、減ってはいかないのかなというのを大変危惧しております。支援チーム等々で対応されているということですが、本当に課題は様々あると。その中でも学業や友人関係ということが出てきました。これについては後で触れたいと思います。

不登校の児童生徒の不安や悩みに適切に対応できるよう相談体制の充実を図るとともに、学校への復帰や社会的自立に向けて、家庭での過ごし方も含め、一人ひとりの状況に応じた個別指導計画を基にスクールカウンセラー、あるいはスクールソーシャルワーカーなどを活用しながら、家庭や地域、家庭教育支援センターなどの関係機関と連携し、継続的に対応するとありますが、現状はいかがでしょうか。

○学校教育課長（藏菌孝一君） 不登校児童生徒の相談体制と関係機関との連携した対応ということでございました。

まず、市の福祉課、民生委員、鹿児島中央児童相談所などを交えたケース会議、それから鹿児島大学教授を招いての学校サポートプロジェクト会議等において、それぞれの専門性を生かした支援に努めているところでございます。

特にケース会議においては、この状況において実施回数を増やし、より緻密な情報交換に努め、保護者の悩みやニーズに応じて誰がどのような対応をしていけばよいのかといったことを検討して、当該児童生徒や保護者につないでいけるようにしていると

ころです。

その上でスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーだけではなく、市の福祉課、民生委員、鹿児島中央児童相談所等の関係者が不安を抱える不登校児童生徒や保護者の状況を理解し、共感的な立場で対応できるように努めているところでございます。

さらに、今年度からは学校教育課の指導主事、市教育支援センター職員、それから鹿児島大学教授が市教育支援センターに通う全保護者を対象に年3回の教育相談を新たに設けております。

今後も関係機関と連携を図り、不登校児童生徒一人ひとりに寄り添った対応ができるように努めてまいります。

○10番（東 育代君） ただいま御答弁いただきました。

専門性を生かした支援チームをつくってということでもございましたが、様々な取組がある中でも不登校の児童生徒が減少しないのはなぜでしょうか。

○学校教育課長（藏菌孝一君） 不登校の児童生徒がなかなか減少しない理由ということでお答えします。

不登校の要因というのは様々なものがございます。漠然とした不安、学業不振、友人関係をめぐる問題、家庭環境の急激な変化など多岐にわたっているために、不登校への対応がなかなか難しく、不登校解消につながりにくいといった現状があります。そのため、先ほども申し上げましたが、学校だけでなく、本市の福祉課や鹿児島中央児童相談所などの関係機関も交えた支援体制の充実を図っているところでございます。

特にこれまでの未然防止や早期対応についての各学校の取組に関して、どこに課題があったのか、改善していくためにはどんな視点が必要なのかといったことについて、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどの関係機関を交えた研修や市内全小中学校に設置されている不登校対策委員会等の取組を充実させ、これまでの支援体制の課題について改善を図っているところでございます。

○10番（東 育代君） 支援体制の充実を図るとい

うことで取り組まれてはいるんですが、なかなか減らない。やはりもう少し絞った形で課題を洗い出さなければいけないのかなと思っていますところです。

もう少し触れますが、発達障害者支援法が平成17年に制定されました。文科省の全国調査では知的な発達にはとられない、学習面や行動面で知的発達には遅れはないけれど、学習面や行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合が6.3%とあります。鹿児島県の子どもの数約16万人で推計すると1万人ぐらいかなという数字が出ております。本市では先ほどから2,002名ぐらいという話がありますが、それから見ると本市でも120人ぐらいの児童生徒が該当するのかなと認識をしております。

不登校や不登校傾向の子どもの中には学習の遅れや友達や先生方との意思疎通がスムーズにいかなくなってつまづき、居場所がなくなることも容易にあるように思っておりますし、お聞きしておりますが、支援体制は十分か、現状について伺います。

○教育長（相良一洋君） ただいまの御質問ですが、不登校の児童生徒が減少しない理由と学校現場での支援体制について申し上げます。

不登校の要因は、漠然とした不安、学業不振、友人関係を巡る問題、家庭環境の急激な変化など多岐にわたるため不登校への対応が難しく、不登校解消につながりにくい現状があります。そのため、学校だけで解決できないケースも多く、本市の福祉課や鹿児島中央児童相談所などの関係機関も交えた支援体制の充実を図っているところです。

特にこれまでの未然防止や早期対応についての各学校の取組に関して、どこに課題があったのか、改善していくためにはどんな視点が必要なのかを、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの関係機関を交えた研修や市内全小中学校に設置されている不登校対策委員会等の取組を充実させ、これまでの指導体制の課題について改善を図っているところでございます。

○10番（東 育代君） ただいま教育長からも答弁がありました。

要因は多岐にわたっているということでなかなか絞れないということではございますけれども、やは

り保健室登校、あるいは図書室登校、あるいは校長室登校という子どもたちもいますよね。そこら辺に対して、支援体制はどのようになっているんでしょうか、お聞きします。

○教育長（相良一洋君） 子どもたちの不登校の理由となりますと多岐にわたっているわけですね。保健室でいつも対応できる子どもたち、または学級に入れない子どもたち、時には誰もいないというようなことが生じると、校長としても参画しないといけない場が出てきます。それがチャンスだと思って、私は現場でやってきました。名前を知り、子どもを知り、そして、寄り添った行動ができるわけですね。そして、子どもを知ることが常に管理職として求められる、そういう実態がございました。

ですので、何かあったらすぐ連絡をください、私が空いてる時間には対応しますよと。やはりそういう学校の支援体制で、管理職まで含めた広い中で子どもたちを預かる、そして世話をしあげる、見届けをしあげるというようなことをやはり築いていかなければならないし、これが負担を軽くする。チームとして、学校として、子どもたち一人ひとりを大事に育てていくということじゃないかなと考えております。

○10番（東 育代君） 学校現場に長くいらして、そこら辺のところをお聞きできたところですが、やはり大規模校の場合には管理職を含めてと言っても、支援体制がなかなか厳しいと思うんですね。支援員を増やすとか、それに向かってやはり手厚い体制を整えるべきではないかという思いがしているところですが、再度お聞きします。

○教育長（相良一洋君） そこについては学校の実情が様々あるかと思えます。要は、就学指導委員会や生徒指導委員会も含めながら、そして、関係機関や大学の教授も含めながら、どこまで手を差し伸べていけばいいのかなと。時にはやはり相談業務、教育相談等も保護者で行いながら、そして、バックアップしていく体制づくりをするというようなことが必要かと思えます。

なかなか、子どもたちが多い中では、支援をしたいんだけど、人数が足りない場合もあります。

しかし、融通をすると、それがうまく軌道に乗る場合もありますので、そこはまた学校の実情を踏まえながら、支援体制は考えていくべきだろうと思います。

○10番（東 育代君） 御答弁いただきましたけれども、私たちのところにもやはり支援員が足りない、手が足りないという声は届いておりますので、そこから辺ももう少し現場の声を再度、確認をしていただきたいと思います。

もう一つに、市の教育支援センターというのがありますよね。次の6番目に入りますが、不登校の児童生徒に学校生活の復帰を応援する市教育支援センターは重要な役割を担っている、不登校の児童生徒に対して1か所の教育支援センターでは対応できないのではないかと思っの質問です。

これまでも市教育支援センターについての質問を行ってきました。9月議会でもお聞きしました。既存の場所が適しているという答弁でございました。過去数回やっておりますが、いずれの答弁でも、管理運営や学習環境の面から現在の場所が一番適していると。それから、市の面積や児童生徒数、現在の教育支援センターで学んでいる子どもたちを考えると1か所で十分と。幸い、串木野地域と言っても車で20分か30分ぐらいしかかからないので大丈夫ですよという答弁もありました。

改めてお聞きしますが、一つ目に、教育支援センターの設置目的って何でしょうか。二つ目に、教育支援センターの利用対象者は誰でしょうか。三つ目に、不登校や不登校傾向の児童生徒が利用しやすいセンターにすべきではないか。四つ目に、不登校の児童生徒に学校生活の復帰を支援する市教育支援センターは重要な役割を担っているなかで、不登校の児童生徒に対して1か所の教育支援センターで対応できるのでしょうか。お聞きします。

○学校教育課長（藏 蓮孝一君） 市教育支援センターについての御質問にお答えいたします。

まず、市教育支援センターはどのような施設かというところにつきまして、改めてお答えしたいと思います。

市教育支援センターは、不登校等の児童生徒やそ

の保護者に対して教育相談等の指導を行いながら、当該児童生徒の学校不適応といった状況の解消に努め、学校へ復帰させることを目的として、平成24年度に市来公民館に開設されたところです。

平成29年度から通級児童生徒の増加や多様なニーズに対応するため支援員を2名に増員し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、市教委、指導主事等と連携しながら、通級している児童生徒の支援、そして保護者の相談対応を行っているところです。

先ほど御指摘にありました1か所だけでは対応できないのではないかということについてでございますが、先ほど議員のほうからもございましたが、まずは管理運営、教育環境の面から、前回お答えしたことと同じですけれども、市来地域公民館1か所で運営していくことが望ましいと現段階では考えているところです。

現在、教育支援センターに通う児童生徒数は、その日によって人数が変わったりしますが、1日平均大体9.6人です。もし、仮に串木野地域に支援センターを開設したとき、現在の状況では串木野地域に8.6人の生徒、市来地域に1人の生徒が通うということになります。

教育支援センターに通う児童生徒は、学習面だけではなく、学校復帰に向けて望ましい人間関係を築いていく力も身につけなければなりません。そうしますと、現段階の話ですが、市来地域は少人数になるわけです。1人とか2人とかですね。その場合には教え合いや学び合いなどの機会が少なくなってしまう可能性もございます。

さらに、学校教育課の職員が教育支援センターを定期的に訪問し、児童生徒への学習指導や励まし、声かけをしたり、教育委員会から定期的に現在ALTを派遣し英語指導を行っておりますが、そういったことも分散することによって、また機会が少なくなっていくということも考えられます。

また、安全面の観点からということで、これも前回もお答えしたかもしれませんが、不登校児童生徒は常に不安を心に抱えている子どもが多く、突然、教育支援センターを飛び出すなど、突発的な行動を

とすることも予想されます。もし、仮に串木野地域の教育支援センターでそのような事態が起こった際に、学校教育課の指導主事が即対応というのがなかなか難しいということも懸念されているところでございます。

現段階では以上のようなことから、市来地域公民館1か所で運営していくことが望ましいのではないかと考えているところでございます。

○10番（東 育代君） 答弁いただきました。前回と同じような答弁ですけど、この教育支援センターの利用対象者は誰ですか。

○学校教育課長（藏 藺孝一君） 利用対象者はいちき串木野市内に通う全小中学生でございます。その中で不登校の状態にある子どもたちということでございます。

○10番（東 育代君） いちき串木野市内に住む児童生徒であって、不登校あるいは不登校傾向の子どもたちということですよ。

不登校が多いんですよ。不登校の児童生徒。先ほども今、通ってるのは9.6名で、8.6名ぐらいが串木野地域で、1名が市来地域。このぐらい串木野地域が多いんですよ、不登校は。40名の中にまだこれぐらいですよ。これでいいんですかということの質問なんです。

管理運営で望ましいとか、物理的なこともいろいろとお話をお聞きしました。利用するのは誰かと。不登校の子どもたちがやはり走っていける場所、通える場所であるべきだと私は思っているところなんです。

2015年2月発行の広報いちき串木野、この中に教育支援センターのことをすごく細かく書いてあります。前回は紹介したことがあるんですが、「僕は君の力の信じている、教育支援センターからのメッセージ」とあります。「学校に行けなくなった子どもは今まで十分頑張って学校に通ってきたのです。友達がいたら、学校に行ってもいいな」とあります。また、学校に行けなくなる原因はどのようなものがあるのか。もし、自分の子どもがある日、学校に行きたくないと言ったら周りはどうすればいいのか、学校に行けなくなった子どもたちへの支援策はどの

ようなものがあるかなど書いてございます。

学校に行けなくなった子どもたちのサポートが詳細に記載されておりますが、先ほどからありますように教育支援センターへ通うことは学校に戻るためのステップとしても有効とあります。教育支援センターはどの学校とも違う場所にあり、小学生も中学生も同じ場所に通級します。開設時間は月曜から金曜日の9時から15時です。子どもたちは保護者の送迎や路線バスで通級します。給食はないので、各自お弁当持参とあります。

保護者の送迎や路線バスでの通級、給食はないので各自お弁当持参となるなど、物理的にかなり制限が出てくるのではないかなと思っております。様々な役割を担っている教育支援センターですが、利用者が増えてほしいなと願っておりますが、利用状況を再度お聞きします。

○学校教育課長（藏 藺孝一君） 利用状況というのは、今通っている児童生徒数ということですよ。現在、その日によって変わりますけれども、最大で16名が通級している状況でございます。串木野地域が15名で、市来地域が1名です。

○10番（東 育代君） 同じようなことを聞いたんですけど、これまでも何回も取り上げてまいりました。

学校へ行けない子どもたちが増え続けている本市です。不登校児童生徒数を見ますと、市来地域よりも串木野地域が多いことが分かっておりますよね。それなのに今のままでよいのでしょうかということです。

路線バスを確かに調べてみました。串木野を8時34分発、その前は7時34分発です。8時34分で行ったら9時にちょっと間に合うか、間に合わないかという現状です。その前と言ったら7時半。かなり待たないといけない。帰りは市来を3時50分というのがありますのでいいんですけど。

今、センターに来る子どもたちで路線バスを利用している子どもたちが何人おりますでしょうか。教育支援センターに通うことは学校に戻るためのステップとして有効とありますように、利用者が利用しやすい教育支援センターとなることを願うの質問

であります。

私はやはり1か所では対応できないと思います。子どもたちが串木野地域であれば、走っていける距離のところにあることが一番望ましいですし、朝、送ってもらっても、帰りは4キロ、5キロを歩いて帰るとなると、「もう行かない」と言いますよ。今までもそういう声を聞いてきました。保護者が送迎できる子どもたちだけが行けるということではちょっとおかしいと思うんですよね。やはり多くの子どもたちが利用できるようするためには、もう1か所必要ではないかと思つての質問です。再度お聞きします。

○学校教育課長（藏 蘭孝一君） まず、数を1か所増やすということに関しましては、現段階ですが、先ほど申し上げたように、まず支援員を増員する必要がありますが出てまいります。現在、2人の支援員で対応しておりますけれども、これを1人ずつ、それぞれの教育支援センターでというのではやはりどうしても対応はなかなか十分にできないですので、増員をしなければならぬということです。そこに関しましては、当然、予算的などところも関係してまいりますので、今すぐできますよという答えはもちろんできないわけでございます。

それから、場所に関しまして、今、議員から御指摘のあったところ、大変よく分かります。そういったところも含めた上で、先ほど答弁したように、学校教育課の指導主事の対応ができる、それから、ALTの派遣とかそういった面から現段階では市来地域公民館が望ましいと考えておりますけれども、議員からの御指摘も十分考慮して、また検討してまいります。

○10番（東 育代君） 即答はできないということでは十分承知しております、予算的なこともあるということでございますよね。でも、こんなに児童生徒は少なくなってるのに不登校は減らない。この子どもたちにやはり9年間学んでほしい、学校生活で学んでほしい、そして社会に送り出してほしいという願いがあるわけなんです。一人でも多くの子どもたちに、ここをステップとして学校生活に戻ってほしいという願いを持っております。

今のところが望ましいというのは分かっています。でも、それは大人の目線であつて、利用する側の目線ではないと思うんですよね。そこもいま一度、考えていただきたい。

最後に市長に伺います。

令和2年度からの第3期いちき串木野市教育振興基本計画の基本目標に、「ふるさとを愛し、夢と志をもち、心豊かでたくましい人づくり」を掲げ、知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたつて意欲的に自己実現を目指す人間。伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる人間の育成を目指すとあります。

学校へ通学することが全てではないかもしれませんが、少なくとも義務教育9年間は社会人となるための大事な準備期間です。近隣の自治体と比較して、出生数が極めて低く、児童生徒の数も激減しております。しかし、不登校児童生徒は増えております。このような状況が続けば、子どもたちの教育環境だけでなく、本市の発展や経済活動にまで影響が出てくるように思っております。

情報発信の在り方についても検討すべきではないでしょうか。市のホームページを見ても、教育支援センターの取組がここにあります。2015年のままだなんです。ここにとつてもいいことが書いてあるんです。これをパソコンで、あるいはスマホで若いお母さんたちは見るわけですので、足を運んでみようかなと思うんです。

教育を取り巻く環境の整備について、スピード感を持った対応が求められると思います。教育管理事業の在り方について、このままでよいのか。いま一度、検証すべきではないかと思っておりますが、市長の見解を求めます。

○市長（田畑誠一君） 現今の大きな課題について、少子化対策に絞つて、先ほどから高邁な理論を展開しておられます。残念ながら、私たちの、私の努力が足らずに人口減少が進んでおります。併せて少子高齢化が同時並行して進行しております。

子どもたちを取り巻く環境は、したがいまして大きく変化し、先ほどから御質問なさつておいでの不

登校問題をはじめ、様々な問題が生じてきております。

また、少子化が教育に及ぼす影響として、子どもの切磋琢磨の機会の減少や、ある面、親の過保護や過干渉、子育ての経験や知識の伝承の問題、学校行事や部活動の問題、よい意味での競争心が希薄になることなどが挙げられると思います。

少子化が進む中で学校においては、児童生徒一人ひとりに寄り添いながら、先ほど来、教育委員会が答弁しておられますのはその姿だと思います。それぞれの個性、能力、興味、関心などに応じた魅力ある教育活動がいきいきと展開されるよう努めていかなければならないと思っております。またもう一つ、社会全体で子どもを育てていくという観点に立って、学校だけではなく、家庭や地域社会の中で行われる教育活動のそれぞれの特色に応じた支援の在り方を考えていくことも求められていると捉えております。

未来を担う子どもたちには無限の可能性が 있습니다。多様な教育活動を通して、子どもたち自身の中にある様々な可能性を見だし最大限に伸ばすことが、学校や家庭、地域社会の果たすべき役割だと考えております。本市の子どもたちが確かな学力や豊かな人間性、健康な体力など、たくましく未来を生き抜く力を身につけ、可能性の花を开花させてくれることを願ってやまないところであります。

○10番（東 育代君） 最後に市長に答弁をいただきました。

やはり本市の未来を担う子どもたちでございますので、市の責務として一人でも取り残さず子どもたちをつくっていただくことを期待して、一般質問の全てを終わりたいと思います。

○議長（下迫田良信君） 次に、大六野一美議員の発言を許します。

[7番大六野一美君登壇]

○7番（大六野一美君） 私は市民の声を基に通告をいたしました2件について、市長並びに教育長に御所見をお伺いいたします。

1件目は、冠岳小学校が令和2年度末をもって閉校することが決定している事実であるということです。

142年もの長い間、子どもたちの教育はもちろんのこと、地域住民のよりどころとして学校運営がなされてきました。関係する卒業生や地域住民の心情は寂しいの一言では片づけられない複雑な思いが交錯しているであろうと思います。しかしながら、人口減少に伴う少子化の中で、ここ数年、地元の入学者が少ない中、特認校制度によって維持運営されてきたのも事実であります。

閉校が決定してから幾月が経過した今、どのように利活用されるのかお伺いをし、壇上からの質問といたします。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 大六野一美議員の御質問にお答えいたします。

冠岳小学校は、人口減少や少子化により、残念ながら来年3月をもって、お述べになりましたとおり、142年の歴史に幕を閉じることとなりました。同校は地区としてのシンボリックな存在であり、地区の皆様、あるいはこの小学校を卒業された方々にとりましては感慨深いものがあるのではないかと察するところであります。

市といたしましては、冠岳周辺一帯が持つ歴史、自然、農産物などの地域資源を掛け合わせ地域の価値を高め、新たな地域の創出を目指すために策定された冠嶽芸術文化村構想に取り組んでいるところであり、その実現のため、関係人口の創出や地域活性化の場として、閉校後の冠岳小学校の活用について、地区の皆様と一緒に検討をしているところであります。

現段階における状況につきましては、具体的な点を担当課長より答弁をいたさせます。

○政策課長（北山 修君） 市といたしましては、この閉校後の冠岳小学校の活用に当たりまして、地区住民の皆様の御意見を尊重すること、そして、地域の活性化に資すること、そして、民間活力の活用、これを基本的な方針としております。

現在、活用される見込みがあるものとして、三つの検討を進めているところでございます。

一つ目は冠嶽芸術文化村構想推進事業において、地区の皆様や地域外の方々が主体となって、地域の

自然や食の価値化、それから、地域のブランド化を図る企画を基にした施設の活用であります。

二つ目が大学等のサテライトキャンパスとしての活用であります。そして、三つ目が市内のNPO法人により施設を活用するもの、この三つを検討しております。現在、それぞれの団体等と具体的な活用等につきまして、協議を進めているところでございます。

このように複合的に学校を活用していくことで閉校後の冠岳小学校が年間を通して地域と地域外の交流の場となるとともに、地域の活性化、地域資源の活用に資するものと考えております。

具体的な活用が決まりましたら、議会をはじめ地区の皆様へ説明を行い、御理解いただきながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○7番（大六野一美君） 今、担当課長あるいは市長から答弁をいただきました。

まず、芸術村構想が云々という話は当然、想定内にありました。後ほど出てきますけれども、この芸術村構想というのがまだ具体化していない中で、冠岳小学校の閉校とマッチさせるのはどうなんだろうという思いがしております。

それと、今年の6月議会でこの閉校問題に触れて、再度、12月議会で問うということをし添えておきました。その間、いろんな地区民との協議もなされたことでありましょうし、ほぼ方向が決まっているであろう、また、むしろ決まっていなきやおかしいという思いで私は質問をしています。

数年前、5,000数百万円をかけて耐震補強した体育館や、あるいは昔ながらの木造校舎、それと地域がもたらす西岳から冠岳一帯の、市長がよく言われます不老長寿の薬を求めてきたとされる徐福像のある一帯から西岳、冠岳一帯のあの霊感を感じるような雰囲気というのは本市のほかにはないという思いをしての質問なんです。だから、もはや地理的条件からすると、ある程度、先ほどありました芸術村構想や大学のサテライトや市内のNPO法人による云々と、早急にやっぱり四、五月頃にはゴーできるような状態でないといけないという思いで質問をしております。

一、二、いろいろダブる分はありますけど、ちょっと歩みがのろいなと。民間では当然、考えられないスタンスだというふうに思いますが、人ごどのように考えないで。やっぱり市の大きな財産ですからね。

閉校になることは、これは先ほども言いましたように今の現況を鑑みて仕方ない。寂しい思いをしながら、地区民も同意をせざるを得ない状況であることは重々承知をしております。しかしながら、あれだけの財産をどういうふうこれから生かしていくかというのは、市長をトップとした担当課のやる気にかかっております。

いろいろ先進地に行ってみますと、成功しているところは職員が本当に一生懸命そのことに精通をしながら、それが結果となって、その市の浮揚策につながっているという実態があるんです。政策課長も一緒に同行したこともありましたよね。そういうことを含めて、閉校が決まってから大分なるわけだから、その間、すぐ取り組んで、次のステップに向かえるような行動をしないと。人ごどのように考えて、今、まさにこの時点で、三つの云々ということ言っているのは来年4月には間に合わないということですよ。そのために6月議会であえて12月に問うということ申し述べていたつもりであります。もうちょっと歩みを早めない。

人ごのような感覚でなく、市の大きな財産なんだという大きな危機意識と認識を持って行動をしないとなかなか結論は丸にならんだろうという思いをしての質問なんです。担当課長、あなたのやる気を見せてください。

○政策課長（北山 修君） この取組の歩みをもっと早くということでございますが、先ほど申し上げました冠嶽芸術文化村構想推進事業、これを今年度、取り組んできているわけです。この中で冠岳小学校を活用して、そこで活動してみたいという市内の方々からなるよりみち会議という会議を設置しております。このよりみち会議の中では心も体も健康に自然とともに育つまちというのをコンセプトに掲げられて、アウトドアであるとか、薬膳、それから食、それと地域のブランド化という三つのテーマを設け

て、それぞれのグループごとに企画立案され、今、試験的に実施するところまで来ているところでございます。

いずれにしましても、持続的に活用されることが肝要でございます。冠岳地区におきましては、現在、閉校記念事業に向けて取り組まれているところであり、地区の皆様にも過度の負担をかけないように丁寧に進めながら取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○7番（大六野一美君） それは地区民の意向や話は当然、聞くべきではありますけれど、それ以降については当局があえて機関車的な役割を持ってなんて私も表題に表しましたけれど、役所がどんどん引っ張っていく体制をとっていかないと、地区の皆さん方との協議はもう今までのことなんです。二、三日もそういう話があったらいいけれど、もう既にこの時期においての話では遅いんですよ。閉校が決まる以前の話であって、その後は当然、行政が主体となって……。歩みがのろいから機関車的という表現をしたんですよ、担当課長。

これは、あんまり小さなことであれば言わない。地元だから云々ということでは言ってるつもりはない。大きな市有財産です。先ほども言いましたけれど、やっぱりほかにない雰囲気を持った学校ですので、それを生かすも殺すも担当課がどういう方向でどういう話をして、どういう方向で進めるか。その中で担当課をすりつけて、シティセールス課なんていうのも新しく創設されるやに聞いておりますけれど、そういうこととマッチさせながら、誰かやっぱり本気度を持つ職員を充ててやるべきだという思いを僕はしての質問なんです。

人ごとのように抽象的な回答は求めてません。もうちょっとしっかりした、こういう方向で私が持っていますぐらしいの回答は、担当課長、ないんですか。

○副市長（中屋謙治君） 冠岳小学校の本年度末の閉校という決定をして、それに向けた今、作業を進めているわけですが、先ほど担当課長が答弁いたしましたように、この跡地の活用については当然、地域の皆さん方の御意見を尊重しながら進めたい。そ

して、この学校跡地が地域の活性化に資するということ。さらには、民間の方々の活用というのを図っていききたいという。市が事業主体となって市が何かをつくるというのではなくて、ここに民間の方々に入っていただくことを基本に今、取り組んできているところでございます。

内容としては、先ほど申し上げましたように、数年前から冠岳は、おっしゃいますような冠岳にしかない自然であったり、歴史であったり、雰囲気であったり、こういうものを生かしながらということで芸術文化村構想を立ち上げて、今、進めつつあります。加えて、大学のサテライトキャンパス、そういったものができるか、あるいはNPO法人、こういうところと今、接触をしているところです。

精力的にこういう民間のところ、大学であったり、NPOとも詰めておりますが、いかんせん、すぐ計画をして、行政だけでできるものであればすぐすぐ頑張ればできるということでもありましようけれども、いかんせんそういうところとの関わりですので、御理解をいただければと思っております。精力的に取り組んでいるということは御理解いただきたいと思えます。

○7番（大六野一美君） 副市長、行政で何かしなさいよということは私は言っていませんし、思ってもいません。ただ、先ほどからありますように、いろんな形態があろうかと思えますけれど、そこに早くマッチできるように職員のやる気が必要だということを行っているんですよ。何か、民間から見まして、甘いというのか、のろいというのか、非常にジレンマを感じるんですよ。人ごとのように……。

閉校が決まったのはもう直近じゃないですからね。来年3月末で閉校するという決定が出てから、もう幾らになりますか。もう1年になるんですよ。だから、その前から予備軍としてあった中で、次に向けての行動は当然、起こしているべきだというふうに私は思ってます。

あれが自分の財産だったら、あのままほっときますか。やっぱりそういう意識が欠けているんだという思いでの質問なんです。もうちょっと、担当課長は燃えなきゃいかんよ。やっぱり、今、副市長から

説明があつたいろいろやっているっていうのは、そりゃやらないといかんよ。やり方のレベルが低いし弱いから、もうちょっと強くやれと言っているんです。それがやっぱり民間と公務員との差というんでしょうかね、非常に差を感じます。

まして、こういう大きなプロジェクトの中で、もう来年3月に閉まるのに、3か月後には閉まるのにまだ三つの云々という世界だよ。やっぱりもう1本に絞って来年2月ぐらいにはこうするんだという一つの方向づけが見えるぐらいになっているのが今の時間だというふうに僕は思っている。僕は自分の財産だったらそうしますね。

もう一つは、大学のサテライト云々というような話もありますけれど、人口減少の中で、やっぱり子どもたちの声が聞こえる環境が一番、地区民にとっていいのかなと。公立校としての学校は142年で幕を閉じますけれど、あえてこの条件を生かして私学との連携はとれないのか。私はできれば、そのほうが地区民も一番、子どもたちから元気をもらって勇気づけられるであろうなという思いをしています。

訳の分からない芸術村構想が云々という世界は、芸術村構想を言ってから幾らになりますか。あそこで書道イベントがあつたのを僕も覚えています。行って見えています。ああいう単発的なことも大事だろうけれど、常時、人があそこを利用できるような体制を担当課で何とか創出できないものかという思いでの質問です。

担当課長、ちょっとは元気を出して、私が責任を持ってやりますという元気を見せてください。

○政策課長（北山 修君） 私立学校等、学校として活用できないか、そうすることでにぎわいもということであつたんですが、先ほど申しましたとおり、冠岳小学校の閉校後の活用策の一つとして大学などのサテライトキャンパス、この利用も検討しているところです。

例えば、サテライトキャンパスとして活用すれば、学校のカリキュラムとして、学生が冠岳小学校跡地を拠点に地域の課題解決に取り組んだり、遠隔で授業を受けたり、また、地域住民の生涯学習の場所となったりといったことが想定されるわけで

ございます。こういった形で活用して、若者、若い方々がこの地域と関係性を持つ、これは非常によい活用策ではないかと思っております。今後もしっかりそういった検討を進めてまいりたいと考えております。

○7番（大六野一美君） 確かに大学生が定期的に訪れて、そういう空間をつくるというのは非常に元気を取り戻す源になるであろうと思います。今の現段階でその線の確率はどのぐらいあるとお考えですか。

○政策課長（北山 修君） サテライトキャンパスにつきましては、先ほど申しましたように、そういった活用したいという団体と協議を進めているところでございます。また、具体的にになったら御説明申し上げたいと思います。

○7番（大六野一美君） いずれにしても、冠岳小学校が閉校になって、その後、少なくとも廃屋にならないように、現時点での担当課長として、もうちょっと幅広くアンテナを広げながら、どんどん引張るという気持ちを持っていただきたいものです。

額面どおりのことは誰でもできるんです。あとはそれ以上のことなんです。だから、そこを担当課長ができるか否かです。やる気があるかないかです。そのやる気だけはあるんですね。

○市長（田畑誠一君） 142年の歴史を閉じる冠岳小学校、地域の皆さんにとって、ましてやその卒業生の皆さんにとっては本当に、何と言いますか、言葉で言い表すことのできない、言いようのない寂しさというのをお持ちだと思います。それだけにその裏返しは後をしっかり振興してくれと、今まさに大六野議員がおっしゃっておる、そういう思いだと思います。

冠岳は、大六野議員がよく述べておられますように、山岳仏教発祥の地として、昔はあそこでこの一帯、日置地区まで治めていたという話も聞いておりますが、あの大自然といえますか、景観といえますか、西岳をおがみ、徐福像がどんとそこへそびえ立って、日置郡、この県内全域辺りを睥睨すると言いますか、その様はまさにすばらしいものがあります。雄大であります。

冠岳は本当に、いつもおっしゃっておられるようにほかにないすばらしい大自然、そういった雰囲気を持った地域であります。だから、市といたしましても、ちょうど今、紅葉がきれいだということで、くるくるMOMI J I ツアーというのを今、開催しております。私も初日に副市長と行きました。また、職員も行っておりますけれども、職員も皆、出て対応をしておりました。

中でも、名前を申し上げていいと思いますけれども、松下兵衛さん、八十五、六歳じゃないでしょうか。もっと上かな。一生懸命、地域のためだと思って、車の配車係を旗を持ってやっておられました。本当に心を打たれました。まあ高齢ですね。ああいう方があの思いですよ。

ですから、私ども市としても、観光交流課として、今、くるくるMOMI J I バスツアーもやっているとこです。また、その中で今度は地域の皆さんの奥様が地域おこし、地域のいいものを生かそうということで薬膳料理の弁当をつくっておられました。まず第一、見た目からすばらしい、自然がいっぱい。「ほかにありませんか」と言うけれど、もう売り切れてありませんでした。そういう姿で、みんな一生懸命になって取り組んでおります。

現段階ではとにかく大事なことは持続的に、しかも、できれば発展的に冠岳地域を守っていくことであります。そういった重厚な計画をしっかりと立てなきゃいけない。

それで、ほかにないところだから、冠嶽芸術文化村構想というのを、議会の皆さんと一緒に打ち立てたところでもあります。そのことについて、今いろんな準備を進めています。実際、駿河大学の誘致でも、この間も先生方も来て、今度、また近々、来るとい形にしておりますし、生福の方も含めてよりみち会議とか、いろんな形で何とか盛り上げていこうとしております。

大六野議員がおっしゃるように、3月に閉めて4月いっぱいからできれば、それに越したことはないですよ。でも、できるだけ早く重厚な計画を立てて、みんなに本当に感動してもらうような、関心を持ってもらうような、そういう計画を。だとしたら、そ

れはやっぱり行政だけではなく、市民の皆さん方と一緒にあって、特に地域の皆さんの声を聞きながら、専門家の方の声を聞きながら計画していかなければなりません。

我々、市としていろんなことを精いっぱいやっておりますが、今、御指摘のようにちょっとのろいという御忠告もいただきましたけれども、私たちも精いっぱいこれからも努めてまいりたい。のろいとすれば、それは私の責任ですから、職員が悪いんじゃない。私の責任でありますので、今、受けた御忠告などを踏まえて、さらに地域の皆さんや専門家の方と協議しながらスピードアップを図っていきたい。そして、持続可能な発展可能性のある政策を打ち立てていきたいと思っておりますので、また、御示唆や御指導を賜りたいと思っております。

○7番（大六野一美君） 市長から今、縷々説明をいただきました。

環境的にも恵まれた冠岳一帯が疲弊することは仕方がないにしても、学校跡地が廃屋になることのないように、担当課を中心にしっかりと次につなげていけるように期待をして、この項については終わります。

2番目の入札の在り方についてであります。

現在の入札の条件と実績をお伺いいたします。

○財政課長（出水喜三彦君） まず、入札参加に係る条件についてでございます。

入札の参加資格につきましては、申請に基づきまして建設業の種類別に許可や有資格者の状況などを審査いたしまして、格付等を行っております。

発注に当たりましては、参加の申込み時に配置予定技術者調書によって現場代理人等の要件を確認の上、入札を行っているという状況です。

実績でございます。受注の状況です。御質問からいきますと、複数の受注かと思っております。その条件について申し上げますと、複数、例えば、5件以上受注したとなりますと、平成30年度から現在までで2社となっているところで。

○7番（大六野一美君） 「人数は多くいないのに、あんな沢山工事を取って、後はどうなるの」という市民の声があつての質問であります。

先に他県で高速道路の橋梁の耐震補強の件でいろいろテレビで報道をされておりました。福岡の業者が取って、東京の業者に下請に出して、その後、また、孫請にという……。半年もしないうちにひび割れがきて、これはいかなるものかと精査をしたら、孫請の人が、実は鉄筋を入れるつもりが鉄筋が入ってないと。コンクリートも、専門的ではないから分かりませんが、あれは水を加えると工事は早くなるが、強度は柔らかくなるらしいんですね。だから、そうして工事をしたと孫請の人がテレビで言っておりました。

本市の場合、そういう下請はあったにしても、孫請までの工事というのはもはや今、少ないのかなという思いをしながらも、もしそういうのが発生したときはどこの責任なのか。元請ということになるんでありましょうが、そのチェックは今、本当に本市の場合はされているのか否か。

書類上で審査をして、工事がスタートをしましたと。肝腎なところはちょっとだけ見にいったにしても、持続的にずっと継続してどこがどう責任を取るかということをお伺いします。

○財政課長（出水喜三彦君） 工事における責任の所在だと思います。

責任についてであります。設計に照らしたときに誤った施工があるといった場合には当然、受注者、元請に責任があるものでございます。そしてまた、そこに下請業者がいる場合につきましては、下請業者との契約に基づきまして、適正に対処していただくということになろうかと思えます。

施工段階におきます検査につきましては、段階検査というものをしておりますけれども、特に引渡し後におきましては、契約書に基づきまして、履行の追完でありましたり、損害賠償の請求、こういったものがうたわれておりますので、これにより対応することになるかと思えます。

いずれにいたしましても、一義的に元請業者となります。そして、元請業者と下請業者があるかと思えますけれども、当然、発注者の市におきましては、その工事管理を徹底して監督していくといった義務がございます。そうした中で、その義務というの

は元請のみをチェックするのみならず、元請がまた下請に出す業務につきまして、一括して監督しているところでは。

○7番（大六野一美君） 元請に対しては、いろいろな書類上の申請があるかと思えますけれども、下に出す場合に元請から下請に対する以降は、当局としてチェックする機会はないんでしょう。いわゆる引継ぎといいたいまいしょうかね。それは元請と下請との関係ということでよろしいんですか。

○財政課長（出水喜三彦君） 先ほど、工事の、何て言いますか、欠陥ではありませんが、そうした問題があるときの責任という形で答えさせていただきました。

工事の施工に係るチェックの機能としましては、元請と下請の契約に基づいてというのはその後の責任という形で申し上げましたが、現場の施工に当たりましては、元請と下請の契約による事業実施そのものにつきましても、当然、元請は下請が行うことに関しまして、監督や技術的指導を行うものでありますけれども、市におきましてはこの元請の指導や工事の管理、これを通じて下請で行われる事業そのものについてもその施工の状況等を確認して進めているという状況です。

○7番（大六野一美君） 財政課長が答弁したのは分かるんですよ。分かった上での質問なんです。やっぱり市民に「こういう実態はいいのか」という声が出てくるところに何かあるんじゃないのという疑念を持つての質問なんです。財政課長、私の言ってる意味は分かりますか。

財政課長が言ってる基本的なことは僕も分かっているんです。しかし、もし何かあったときの責任の所在、あるいは、今言いますように市民からこういう声が出てきたときの対応の仕方というのを私は知りません、内容が分からないから。だから、こういう形で今、お伺いしているところなんです。市長部局にはそういう声は届いていませんか。「あの会社がいくつも取って」なんていう。

だから、そこら辺にいろんな問題があるんじゃないかと思っています。非常に苦しい答弁になってますので、どう突っ込めばいいか自問自答しな

から聞いているんですが。

本当に市民の間から出てきて、今でも、書類上まともにやっていますという答弁だけでよろしいんですね。

○副市長（中屋謙治君） 御質問の件、元請と下請の関係ということで理解して答弁させていただきませんが、下請の関係でございます。建設業法で禁止されておりますこの下請と申しますのは、一括下請、俗に丸投げとか巷間で言われておりますが、この一括下請に関して建設業法で禁止されている、制度上はこのようになっております。この判断基準といたしましては、施工計画の作成、それから主任技術者の配置など元請・下請それぞれが果たすべき役割というのが国によって定められております。

どの工事を指しているのか、ちょっと分かりませんけれども、一括下請に該当するものはないと、制度上はそういうことで私どもは理解をしているところですよ。

下請の中で一般的に理解しにくい、要するに一括下請に見える部分があって、議員は今、御質問されているのかなと思いますが、評価されにくい部分、こういう面もあるのかなど。これについては、今後、対応していく必要はある、このように思っているところです。

○7番（大六野一美君） どの案件か分からずして答弁をもらっても、その次に進みようがないんですね。本当に副市長は、私が言ってるこれはどの件だということは分かっていないということなのね。ここで言うわけにいかんでしょうから。その案件が分からずして答弁してもらっても、ちょっと理解不能ですよ。

私もそう思いますけれど、やっぱり一般市民の声なんですよ。あれだけしか人がいないところが工事を幾つも取って、できるのかと。技術者は2か所はできるのなんのという基本的なことは最低、理解はしているつもりですけど。問題はそこなんですよ。

非常に苦しい答弁が続くので、これ以上、言ってもあれなのかなど。非常に当局が苦しいように、私も非常に苦しいですよ。何のことかと言われるば言いますけれど、それを言うわけにいかんから

苦しいんですよ。

だから、そういうことが市民の目に余っていますので、そこらはもうちょっと原点に戻ってしっかりと在り方を模索してください。

この件については、これ以上は苦しいので次に移りますが……。

○市長（田畑誠一君） 一つの業者がたくさん取ってるじゃないかと。市民の目から、皆さんの目から見たら、おかしいんじゃないか、という声を聞かれての質問だと思います。

ただ、今、副市長が述べましたとおり、下請からの一括、いわゆる丸投げは禁止されているけれど、下請そのものは許容されているわけですよ。丸投げならば別ですよ。許容されているわけですが、ただ、大六野議員も皆さんの声を聞かれてのことだと思いますけれども、一般的に見たときにそれはやっぱり理解されにくい面があるのではないかと思います。だから、今後はこれに対応していく必要があるなというふうに思っております。

ただ、目的は、工事の発注や事業の実施に当たって、適正に所期の目的が達成されることが全てであります。この点では下請と元請の果たす役割というものについて、入札参加業者へ周知を図りながら、現場における指導の徹底など、工事管理の在り方について見直しを行ってまいりたいと考えております。

落札率とかいろいろあります、結構それは競っているんですけども、そういう状況でありますので、見直すべき点がなかなか理解されにくいと思います、おっしゃるとおり。ただし、下請そのものは許容されたものであります。

だから、あと運用の面で我々、行政として管理監督ですね。そういったものを適正に工事がなされるように、完成されるように、我々は指導監督していかなくちゃいけない。そういった面で見直すべき点があれば見直ししていきたいと考えております。

○7番（大六野一美君） この件についてはもう終わるつもりでしたけれど、市長が今、答弁されたので。市長、分かっているんですよ、下請の制度はそうになっているって。だから、はっきり言わせて、幾つも取って、ほぼ丸投げをやられているという実

態なんです。そのことについてはこれ以上は言いませんが、また機会があったら問うこととして、要はそういうことなんです。ルールが下請に出して云々というのは分かっているんです。分からずして言っているんじゃないんです。

だけど、実際は丸投げがあるじゃないかということなんです。当局としては丸投げはないという言い方をされるんでしょうけれど、一般の人から見たときにはそういう状況が垣間見えるということですから、そこら辺りは心して、こういうことで市民にいろいろ疑惑や疑念を持たれないようなやり方をさせていただきたいと申し添えておきます。

次に、私どもは平成29年6月議会で議員の政治倫理条例を制定いたしました。苦しい倫理条例の制定ではありましたが、やっぱり基本的にはあれもこれも市民の声があつてのことです。

その間、抵触をすると考えられる案件があつて、審査会を立ち上げたりいろいろしました。その後、また何回かあるようですけども、あのときの思いはどこに行ったのか。今、沈黙であります。

あえてここで倫理条例のことについては、市長から回答をもらうまでもなく、それは議会の皆さん方で、議員の皆さん方で決められたことですからという回答は想定内です。市長、そういうことですよね。市長の思いをお聞かせください。

○副市長（中屋謙治君） 御質問の議員倫理条例でございます。入札業者への周知をどのようにさせていただきますかということで通告されております。

平成29年6月、ただいま言われました倫理条例、おっしゃいますように、これは議員の皆様の倫理条例ということでございます。入札の参加資格としては、この条例に抵触するということをもって除外する、そういうものではないということでもありますので、業者への周知というのはいたしておけません。

そのようなことで御理解いただきたいと思います。

○7番（大六野一美君） 想定内で予定どおりの答弁で、それは聞くまでもなく、さっき言いましたように、そういう答弁しかないだろうという思いをしての答弁なんです。

しからは、どういう方法があるのか。私どもは、

平成28年でしたか、兵庫県の淡路島に行つてまいりました。以前も言ったことがあると思いますけれども、あそこは首長も議会も倫理条例もつくっております。いろいろあつて、当時3名の該当者がいたらしいんですけど、次の選挙で全部辞めて、8人の新人が通つたという説明を受けました。

議員の政治倫理条例は本市議会の法律だというふうに私は理解をしています、努力規定とはいえ。だから、どういう落ち着き方があるのかなという思いで、当局とはあまり関係のない話とは思いますがあえてお聞きいたしました。

議長も積極的に倫理条例に関わつた者として、これから、この件についても強いリーダーシップを発揮して、やっぱりみんながある程度、納得するような落ち着き方をさせなきゃいかんという思いをしております。

そういうことを期待しながら、いずれこのことも、ああ、あのときはという昔話で終われるようなことを期待して、私の一般質問の全てを終わります。

○議長（下迫田良信君） 次に、西別府 治議員の発言を許します。

[11番西別府 治君登壇]

○11番（西別府 治君） 新型コロナウイルスの拡大は私たちが抱える様々な課題を浮き彫りにしました。デジタル化に関する問題もその一つであります。感染症対策の実施を通じて、各種給付金の手続や支給の遅れなど混乱が生じ、特に行政分野におけるデジタル化、オンライン化の遅れが明らかとなりました。現在も感染症拡大は止まらず、生活や経済の活動に大きく影響を与えております。社会全体のデジタル化を強力に推進する必要があると思います。

そこで地方自治体のデジタル化の加速についてですが、新しい生活様式が求められる社会において、デジタル化の重要性が高まっていることについて伺えます。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 西別府 治議員の御質問にお答えいたします。新しい生活様式におけるデジタル化の重要性についてであります。

西別府議員が詳しくお述べになられましたとおり、

国では新型コロナウイルス感染症対応の実施を通して社会全体のデジタル化の遅れが明らかになったとして、経済財政運営と改革の基本方針2020を令和2年7月17日閣議決定し、これからの1年を集中改革期間と位置づけて、取組を加速することとしています。この中で新たな日常を構築するためのデジタル化への集中投資とその環境整備として、一つ目に、次世代型行政サービスの強力な推進、二つ目に、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進、三つ目に新しい働き方・暮らし方などが挙げられております。

市としましても、これからの時代に合った行政システムの構築やマイナンバーカードの推進などに努めてまいります。

○11番（西別府 治君） 今、市長がおっしゃる、集中改革ということで進めていくということでありませぬ。

全国知事会、恐らく全国市長会もそうだと思うんですけど、かなりのスピードの中で進んでおりますね。ですから、オンライン化であったり、デジタル化の恩恵を誰でもどこでも受けられるとか、分かりやすい体制づくりを進めているところであります。

市長がおっしゃるように、私たちが遅れているということをひょっとしたら知らなかったのかなという気がしておりますので、今、おっしゃったような内容の中で今後、進められていくというふうに考えているところであります。

今後、国や自治体、これに民間も入っていかないとなかなか難しいらしいです。ですから、そういったことを含めながら、クラウド化やシステムの共通共有、そういったのを進めながら、市長がおっしゃいましたデジタルトランスフォーメーションですか、これは非常に分かりにくいんですけど、これを使ったことで全体が構築されていくということであるそうでありますから、さらにまた進めていただきたいと思っております。

そこで、鹿児島県としても、国としても、既に官民データの活用推進計画とか、システムの最適化というのを策定しております。その中において、様々ないわゆるデジタルトランスフォーメーションです

か、これを進めていくということになりますので、本市もそういった流れをつくっていただきたいというふうに考えております。

そこで2番目ですけど、第二次補正を含む新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金で、今、言っております本市のデジタル関連政策の活用状況についてお伺いいたします。

○財政課長（出水喜三彦君） 新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金でございます。

これを活用しましたデジタル関連施策としましては、まず新しい時代の教育に向けた国のGIGAスクール構想の加速に伴いまして、児童生徒1人1台のパソコン端末を整備するとしております公立学校の情報機器整備事業。

それから、新しい生活様式の普及を促進するために、本市の川上地区、それから、大里地区の一部の高速ブロードバンドが未整備でしたけれども、こちらへの高度無線環境整備推進事業。

それから、新しい働き方のスタイルでありますリモートオンライン会議を庁外も含めてできるように串木野庁舎と市来庁舎の両庁舎で行うことができるようにリモート会議システム導入事業。

これらにこの交付金を活用することとして、予算を計上させていただいております、現在、それぞれ取り組んでいるところです。

○11番（西別府 治君） 既に本市としましても、取り入れられているということでございます。

リモート会議、それから高速ブロードバンドですね、今、説明があった中であります。なかなかDXとか、デジタル化というのは非常に分かりにくいんですね。ただ、GIGAスクールというのがありません。GIGAスクール、これは子どもたちのいわゆるデジタル化を進めていく中において、まだ真っさらの状態ですよ。ですから、そこをちょっとお聞きしたら全体のデジタル化が分かるんじゃないかなということで、ちょっと教育長のほうにお聞きできたらなと思っております。

○教委総務課長（瀬川 大君） GIGAスクール構想についてでございます。

GIGAスクール構想は、児童生徒1人1台端末

と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することによりまして、新しい時代の教育に必要な子どもたち一人ひとりの学習の最適化と創造性を育む教育を実現し、子どもたちが将来、世界で活躍していけるようにすることを目的としたものでございます。

G I G Aスクール構想に関する事業は大きく二つありまして、一つは児童生徒1人1台パソコン端末の整備でございます。これにつきましては、年度末の3月を目途に児童生徒全員にパソコン端末を整備するほか、プロジェクターやスクリーンなど周辺機器を整備することといたしております。

もう一つは高速大容量の校内通信ネットワークの整備を行うものでございます。校内LANの整備に加えまして、パソコン端末の保管や充電等を行う電源キャビネットを3月末までに整備することとしております。

1人1台のパソコン端末が整備されますと、教師と児童が繋がった授業が展開されることとなります。例えば、国語ではお互いの発表や意見交換にも役立てることができます。また、算数や数学の授業においては、習熟度に応じた問題を各自パソコン上で解いたり、関数や図形などの変化の様子を動画等で可視化したりして、学びを深めることが可能となります。また、理科におきましては、観察・実験を端末で記録しておきまして、動画を使って、より結果について深い分析を行うことができるようになります。このように児童生徒の個性や能力に合わせて、適切な指導が行える授業へと変わってまいります。

今後におきましては、こうした授業の変革に対応できる教職員の体制づくりとして、市ICT教育研究会の活動を推進するなど、教職員のスキルアップに努めてまいりたいと考えております。

○11番（西別府 治君） いろいろな説明をしていただきました。パソコン、そしてまた、無線LAN、ここのハード面については大体理解します。ただ、ここからどのようにICTとしてという話を少しされました。教育長、大きく変わる部分が学びの深化ですよね。学びの深化と学びの転換ということになります。これを教育長に、進化と転換、1項目ずつ

でもいいですから、説明していただきたいと思いません。

○教育長（相良一洋君） 学びの深化ですね。

教科ごとのいろんな本質があるわけですが、いろいろな図形を見たり、そして動作でいろんなものを動かすときに、やはりICTパソコン上で可視化して見るのでは、子どもたちの認識の度合いが違ってくるわけですね。そして、パソコンを自分で動かすことによって、子どもたちは自分のものにし、いろいろ考えて、そして、教師と子どもたちがLANでつながりますので、ほかの子どもたちの影響も吸収できる。そして、見比べることができる。そして、修正をすると。これが深化ですね。深い学びにつながっていくということ。

今、文科省が言ってるのは主体的な学び。ここでは子どもたちが主体的に登場して、深い学びをしていかないといけない。まさしくICTの狙いは、そういう周辺機器を整備することによって、子どもたちの教育環境とネットワークづくりを最大限生かす方法だと私は思っています。

そして、これが導入されることによって授業の改善につながっていくわけです。深い学びから、そして、教育改善の転換の方向に、機器の導入によって子どもたちが動かされていく。学校の時代、そういうICTを使った時代が新たに増えてくるんじゃないか。

そのためにいろいろ教職員の研究会も立ち上がってきております。本市の教育委員会もそういう研修会の場を提供しながら教職員の資質を深めて、そして、子どもたちによりよい教育ができるように考えております。

○11番（西別府 治君） 教育長の内容を少し整理しますと、今までは先生が子どもたちに電子黒板を使って、同時に同じ内容を説明したわけですね。それが、一人ひとりにパソコンがありますから、全体でしているのを見るんじゃなくて、パソコンで個別にやっていくということですよ。

それから、転換ということなんですけれど、電子黒板も一緒ですけど、みんなが一緒にやっていたけれど、能力に応じて、また、習熟度、私がま

だここはできないよねとかいろいろあるじゃないですか。その習熟度に応じて、20人いれば20台のパソコンが全然違うものを映し出して勉強をできるという。今、お聞きした中ではそうなんだろうなということで、多くのICTなどを使いながら子どもたちの教育がされていく。それでまた、小学校の高学年になりますと、プログラミングの勉強をしないとイケない。小学校の高学年ですよ。それをしないとイケない。新しい学習指導要綱にあるみたいですね。

だから、そういったふうにデジタル化することで、パソコンが入るといよりもデジタル化することで、次の世代を担う子どもたち一人ひとりの教育がものすごい勢いで変化していくよねというのがデジタル化というふうに考えております。

それで、今、教育長がおっしゃるようないろいろな協議会を立ち上げながらですけど、やはり教職員がデジタル化に対応できることが最も大切になってくるんじゃないかなと思います。私もそんなパソコンができるわけじゃないですけど、ただ、今の内容をお聞きしますと、それができないと大変だなというふうに考えております。

そこで、3番目になります。デジタル社会を支える人材の育成と外部人材について伺います。

○学校教育課長（藏 蘭 孝一 君） 先ほど教職員のことが出ましたので、教育関係でお答えしたいと思います。

ICT教育を支える人材の育成ということで、先ほど教育長の答弁にもありましたが、本市では教職員のICTスキルの向上に力を入れております。昨年度から希望する市内の小中学校の教職員を会員として、ICT教育研究会による活動を行っております。今年度から小学校で実施しているプログラミング教育についての実践発表、あるいは年間指導計画の作成、テレビ会議システムZoomを使ったオンライン授業体験など、ICTの教育利用についての研究や情報交換、資料作成等に取り組んでいます。

ICT研究会のセミナーについてですが、6月2日、市内の各小中学校の教職員等44人が参加して行っております。それから市教育委員会も共催しまして、ICT教育セミナーを開催しました。8月19日

28人、11月27日に26人の教職員等が参加しております。

あと、専門業者から派遣されるICT支援員を予算化し、学校の要請により毎月1回は市内の小中学校を訪問して、教職員の抱えている課題に対して専門的なアドバイスをするなど、ICTを活用した効果的な教育活動が実践できるように支援しております。

今後は、さらにこの教職員のICTスキルの向上に向けて、研修の充実に努めてまいりたいと考えております。

○11番（西別府 治君） 今、教育委員会のほうから説明がありました。これは子どもたちに対するデジタル化の話ですよ。それが今度は市全体の行政に関わるデジタル化の推進につながった話になっていくわけなんです。市長、いかに住民目線を取り入れて、デジタル化にして便利になったよねということをおっしゃらないとイケないですよ。そのために教職員の方々は、今、説明が長くありましたけれど、相当なことをしないとなかなか難しい部分であります。

そして自治体としても、例えば、職員の研修等を含めながらやらないとイケないんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○市長（田畑 誠一 君） 今、大事なことはICT、いわゆるスキルを高めるということですよ。それで、学校はいろいろ取り組んでおられます。オンラインとかいろいろな研修をされたりしておりますが、我々行政としても、今おっしゃいますとおり、国では地方行政のデジタル化を進める上でICTなどを専門とするデジタル人材の確保や職員の育成を含めた対応が必要と考えており、一つの団体では人材を確保できない地方公共団体に対しては、人材の派遣の支援策を検討しております。市としましては、その前に職員自らの人材育成を行いつつ、必要に応じて外部からの人材も受け入れるなども検討してまいりたいというふうに考えております。

○11番（西別府 治君） 具体的な部分としてこう思っているんですけど、やはり誰かが先行して走らないとイケない部分というのがありますね。職員が全体を同時に説明することもですけど、ですか

ら、やっぱりスマート人材の確保とかいろいろ国のほうは言っておりますから、そういった流れを少しつくらないと。今、教育委員会がこれだけ説明をして、相当な内容ですからね。それと同じようなことを一般行政の中でもやらないといけないのかなというふうに考えているところであります。

総務省が、国と地方の双方で加速させるために自治体トランスフォーメーション、DXのために、ガバメント推進のために140億円を来年度の予算として、今、予算要求をしている状態です。それから、自治体に対して、今度は自治体DX推進計画を行うために39億円あるそうであります。それから、計画につきまして、手続のオンライン化等につきまして1億円ですね。本市も何か、この前、議員全員協議会でお聞きしましたけれど、AIやRPA、ここらあたりになってくるのかなというふうに思っております。来年度から入ってくる、3か月後からいろんなものが進められるのかなと思っております。

それから、自治体ごとの情報の標準化に4億円らしいですよ、市長。ですから、また、さらにスピード感が増すんじゃないかなというふうに考えておりますので、ぜひここらあたりの予算も活用しながら。何回も言いますが、先生方はそういったことでせざるを得ない状況でありますから、それと同じように、私たちも私自身も進める必要があるんじゃないかなというふうに考えております。

○議長（下迫田良信君） 西別府議員、質問の途中ですが、ここでしばらく休憩をいたします。再開は午後3時15分といたします。

休憩 午後3時01分

再開 午後3時15分

○議長（下迫田良信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、西別府 治議員、質問を行ってください。

○11番（西別府 治君） 次に、国や自治体のデジタル化システムの統一と標準化とマイナンバーカードの普及促進についてですが、現在、地方自治体における情報セキュリティ対策の要となっている自

治体セキュリティクラウドが更新期を迎えます。個人情報保護とデータ利活用の効率性と利便性を向上させた次期の自治体情報セキュリティ対策の見直しについて伺います。

○市長（田畑誠一君） 自治体の情報セキュリティ対策の見直しについてお尋ねであります。

国においては、個人情報の流出を防ぐため、地方自治体に対し3層の対策を行うよう要請をして、本市においては平成28年度に行政システムの構築を行ったところであります。この3層の対策は、セキュリティ対策が格段に強化された一方で、行政手続のオンライン化が進まず、業務が非効率な面があることなどを踏まえ、国においてセキュリティ対策の見直しを検討されております。

今回の見直しでは、個人情報の保護を確保した上で、行政手続のオンライン化や職員のテレワークなどができるよう行政システムの変更を行うこととされております。

今後は、マイナンバーカードを活用した電子申請や行政手続などが在宅で行えるようになるなど、大きく様変わりすることになると考えられますので、国のガイドラインが示された時点で適切に対応してまいりたいと考えております。

○11番（西別府 治君） 市長がおっしゃるように、国がガイドラインを示してまいります。その中において自治体は動いていくわけでありまして。オンラインやテレワークもオーケーになります。そして、3層でもなかなかまだ足りなかった部分を、最終的にマイナンバーカードとの関連を重厚にやるためにシステムが変わっていくというふうに市長のほうから説明がありましたので、そういうふうに進んでいくんだろうなということでもあります。

なかなか一口で説明をするのも大変でありますし、ただ、これは現実的に安心安全な部分というのでこういうのを書いてあるんですね。マイナンバーについて個人情報外部に漏れるんじゃないとか、そしてまた、成り済ましですね、マイナンバーの成り済ましとか、そしてまた、国家によって個人の情報が一元管理されて、どうにもならないんじゃないかなというふうに思っている方がいらっしゃる

いますけれど、ここらあたりが次期セキュリティーシステムではより強固になっていくんじゃないかなと思ってるんですけど、どうですかね、そこらあたりの内容は。ちょっとお聞きしたいと思います。

○総務課長（東 浩二君） 今、いろいろお述べにられましたように、これまでのセキュリティーシステムというのは非常に強固でありました。そして、強固であるがゆえに一方では使い勝手が悪くなってきているというのが課題としてございます。

そこで、その強固過ぎるところを少し和らげて、そして、個人情報保護、これもしっかり図りながら、いわゆる行政手続のオンライン化がマイナンバーカードを活用してということになりますので、そこを在宅で手続ができるようにとか、そういったことをいろいろマイナンバーカードで使えていくようになってまいります。

そういうことができるように、その強固な部分を少し和らげて、住民の方あるいは民間の企業の方も含めて、いろんな活用ができるように幅を広げていきましょうと、そういった取組の内容になっているようでございます。そのことが標準化であるとか、一体化であるとか、そういうことにつながっていくということでもあります。

現在は、各自治体でそれぞれのシステムがいろんな業者で開発されております。そのことの弊害というのもございます。

ですから、国においてはこれを一つの考え方として、システムはこういうふうにつくりなさいというようなことをつくっていきます。そうすることによって、どの業者であっても同じものをつくっていくということになりますから、途中でシステムの改修が必要であるとか、そういったものについても、どの業者が来てもそのシステムを改修できます。今まではできなかつたです。そういったことも含めて、いろいろやっていきます。

ですから、その入り口、それから改修とか、そういったものも全て変わっていくと。考え方が変わっていく。ということは、国も地方も通じて全体の費用が安くなっていく。その裏にはIT人材の不足というのがあります。一緒にこれを「よーい、どん」

で皆さんやりましょうよとしたときに、ITに詳しい専門の人材が少ないという。ですから、これも一緒にやっていきましょうと。

ですから、今後、近い将来にこれを一遍にやりましょうということでもありますから、来年1月の通常国会でIT基本法の改正がなされていきます。一部改正がなされていきます。そういうことをしながら、また、来年9月にはデジタル庁も発足をしていく予定とされておりますので、これは加速度的にそういった取組が進められていくということでもありますので、私ども市町村においてもそういう取組、国が今後ガイドラインを示して来ると思いますので、それに合わせて取り組んでいくと。

ですから、使い勝手のいいものになっていく。先ほどお述べにられましたように、民間の方々もそういったデータ、国とか地方公共団体が持っているデータも取れるようになっていくと。そのことによって、いろいろ社会が変わっていくという。

日本は世界の先進国と比較して、そういう連携が遅れていることによって経済損失が今後、出てくるであろうと。ですから、そういうことも今後の国の発展、そのためにこれに取り組んでいくべきであるといった中での一つの方策であるということですから、今後、この世の中は大きなさま変わりをしていくんじゃないかなと考えているところです。

○11番（西別府 治君） 今、丁寧な説明でよく理解をさせていただいたところであります。

今回、三次補正が出ます。その中において、1,000億円から2,000億円の今、おっしゃった部分の補正がデジタル化基金として計上されるそうであります。その基金を使いながら、自治体は、今おっしゃったものをものすごい早いスピードで進めていくんだらうなというふうに考えております。どうか頑張ってください、デジタル化を進めていただきたいと思っております。

その中で、やはりマイナンバーカードの普及ということが一番、デジタル化の中のバロメーターとしてあるんじゃないかなと思っておりますので、2番目にいきます。マイナンバーカードの普及による効果について伺います。

○市民課長（榎元京子君） マイナンバーカードの普及による効果についてであります。

マイナンバーカードには顔写真がついており、運転免許証を返納された方などの本人確認書類としての利用のほか、オンラインで税の申告ができるなどの利便性があります。また、来年、利用開始予定のコンビニ交付ではマイナンバーカードを使って、住民票や印鑑証明、所得証明などの各種証明書を市役所の閉庁日や時間外でもコンビニで取得できるようになります。

そのほか、子育てに関する手続や災害発生時の被災者支援などへのマイナンバーカードの活用策も国において検討が進んでおります。

さらに、住民票異動届と電気ガス等の引っ越しに伴う手続がマイナンバーカードを使って一体的に行えるようになるなど、官民一体となったワンストップサービスも予定されており、今後は日常生活においてマイナンバーカードが利活用される機会がますます拡大すると予想されております。

○11番（西別府 治君） 市民課長にたくさんおっしゃっていただきましたので、私のほうは追加の質問ということをございませんけれど、高齢化によって、運転免許証返納が出てまいります。免許証を持っておけば顔写真と本人確認ができるわけですけど、なければいろんなことをしないと何かできないそうでありますから、まずその部分が高齢者の方々にはあって、あと、全ての部分を若い方々に子育てからいろんなことを展開ができるんじゃないかなと思っております。

そして、3番目に行きます。

今後のマイナンバーカードの健康保険証等、多様な活用方法について伺います。

○健康増進課長（猪俣勝人君） マイナンバーカードの健康保険証などの多様な活用方法についてでございます。

健康保険証としてマイナンバーカードを利用したオンライン資格確認ができることで、高額療養費制度を利用する際の認定証などの確認が申請手続に来庁しなくてもできることのほか、保険者が変わっても新たな保険証の発行を待たずに医療機関や薬局で

受診ができるようになります。

また、特定健診情報や医療費通知情報、薬剤情報を確認できることとなり、個々の健康状態を把握し、薬剤の重複を解消するなど、医療費の適正化にもつながるものと考えております。

そのほか、保険医療機関等において本人同意のもと、医師が患者の薬剤情報などを閲覧できることでよりよい医療を受けることができるようになります。

また、母子保健情報として、予防接種情報や乳幼児健診などの健診データを閲覧できるようになっているところです。

○11番（西別府 治君） 健康に関する部分であります。ものすごい範囲で、結局、マイナンバーカードが適用されていくということになりそうであります。

それから、少しありましたけれど、今は新幹線とか飛行機とかでの移動は、コロナでちょっとないですけど、今後そういった移動の中で病気になったとき、初めて行く病院ですね。そのときにマイナンバーカードを使って、本人の同意があれば、どんな薬をどのくらい飲んでいて、こんなふうですよというのを医師が見ることができるそうです。

例えば、東京に行って、急に具合が悪くなったときに、マイナンバーカードを渡せば新規の病院であっても全部分かるという共通化がされていく。こうであるそうですから、ぜひ健康のために含めてマイナンバーカードは必要じゃないかなあと思っております。

今後とも健康増進課、いろんなことを展開を……。説明ですね、これ。非常にたくさんあるものですから、多くの機会を得ながら進めていかれたらと思います。健康増進に必ずつながると思っております。

そこで、4番目に行きます。

カード未取得者への追加交付申請の状況や本市のホームページの掲載の在り方について伺います。

○市民課長（榎元京子君） カード未取得者に対しては総務省が11月から一部の都市に先行して発送しておりますが、全体として12月から3月にかけて、順次、交付申請書を発送することになっております。送付される交付申請書にはQRコードが印刷されて

おり、スマートフォンやパソコンでも申請できるものとなっております。

また、ホームページにつきましては、最新の内容を分かりやすく、市民の方が知りたい情報を検索しやすいように内容を随時見直し、誰が見ても分かりやすいホームページづくりに取り組んでまいりたいと思います。

○11番（西別府 治君） 普及率が少ないですから、上げていかないといけない。今、説明をずっと受けた中でマイナンバーカードを使ってこれだけいろんなことができるよということ。取得促進のため今、話であります。ホームページは分かりやすいよということでもありますので、今後もそういった流れをしっかりとつくっていただきたいと思いません。

QRコードの云々というのがありますが、これは最初にぱっとお聞きになった方はなかなか分かりにくいですから。「通知カードを送って、番号をお知らせしています」と言ってもその紙を捨てているわけですよ。はっきり言って。それで「もう一度送るから、それをカメラでQRコードを見れば、あなたが誰ってすぐに分かるようになってるので、それで申請して下さい」という流れでございます。そこまでしないとなかなか難しいのかなということでございますので頑張ってください。ホームページも頑張ってくださいと思います。

それから、最も大事なのが顔写真なんです。顔の写真で全部分かっていくわけですが、顔写真を撮影するタイミングというのがいよいよ重要になってくるわけです。私もマイナンバーカードを取ろうかなという方々の意欲がそがれないうちにカード交付率向上と申請処理スピード化のために、市民課窓口での顔写真無料サービスの周知についてお伺いします。

○市民課長（榎元京子君） 顔写真無料撮影サービスは平成30年度から串木野庁舎と市来庁舎の市民課窓口において実施しております。専用のタブレット端末を使って無料で写真撮影を行い、オンラインでのマイナンバーカード申請をサポートしており、多くの方にこのサービスを御利用いただいております。

この無料の写真撮影及び申請サポートにつきましてはホームページに掲載しているほか、広報紙や毎月のマイナンバー日曜窓口開設の防災行政無線放送でもお知らせしております。

今後も無料の写真撮影サービスや申請サポート、また、公民館等への職員による出張申請サービス等を活用しながら普及活動を推進し、交付率の向上に努めてまいります。

○11番（西別府 治君） あと3年で100%を国は目指していて、当然、今日の段階で何%ですかというのは聞いてまいりますから、これは一生懸命、頑張ってくださいと思っております。上げていただきたいですね。交付率を上げていただきたい。

そこで、今、顔写真の出前サービスを公民館等やっていくということでもあります。市長、これは一つ提案なんですけれど、先ほど医療の部分でどれだけ薬を使っているとか、どんなものを使用しているとか、いろいろマイナンバーカードで把握できますから、これはぜひ市民課と健康増進課と一緒にいって、内容を伝えて、カードを取得することイコール、いわゆる様々な医療の、薬もそうですけれど、見える化がされますよ。ぜひそういったことをして、皆さんも御協力をいただきたい。

医療費が上がっていきます。本市もいろいろ言われておりますから、そういったのをぜひ一緒にやっていただけたら、来られた方もそれならという気になれるんじゃないか。

いかがでしょうか。そこらあたりにつきまして。

○市長（田畑誠一君） 急速にデジタル化が進んでまいります。ものすごいスピードで進んでまいります。その基本をなすのはマイナンバーカードですよ。これは今、西別府議員もおっしゃったとおり、なかなか何と言いますか、個人情報漏れるんじゃないだろうかと、悪用されるんじゃないだろうかと。なかなか、今、びっくりして、マイナンバーカードが非常に必要になったということになって、いろいろ調べたら、ほとんどの自治体がとても低いんですよ。10何%とか、20とか30とかですね。

でも、これから先はマイナンバーカードでいろんなことが、さっきからいろいろありますように、税

の申告だとか、議員も今、言っておられる健康を守ることに薬の調剤加減や過去の履歴まで分かるということ、そのことはまた命も守ってくれる。と同時に、また適正な医療になるわけですよ。医療面から見ても。

そういった面で、要はまずは今、マイナンバーカードの取得について、「こんなことができるんですよ」と。「もうこういう時代なんです。持たなきゃいけないんです」と。それを分かっていたかく。

マイナンバーカードの取得の普及に力を入れて、合わせて「マイナンバーカードでこんなこともできるんです。コンビニに行って住民票も取れるんです、マイナンバーカードを持っていけば」と。

そういうことをしっかり、教えると言ったら語弊がありますが、指導・周知することが一番大事だと思いますね。そういった面で市としては、やっぱり行政の各課連携をとりながら、今、おっしゃったような形でその普及に努めてまいりたいというふうに思っています。

○11番（西別府 治君） 市長。市民課は受付業務が主です。そして、また、いろんな発行をします。健康増進課というのはいわゆる介護や後期高齢、全部を知ってるわけですね。

また、この辺の公民館はどうというのも大体、頭の中、口では言えませんが、知っていますから。やはりそういった的を射た担当課が行く。このことが説明もやりやすいだろうし、聞くほうも分かりやすいだろうし。ころばん体操も一生懸命やっているとこもあります。それプラス、こういったのを進めていかれて。

せっかく出前講座で行きますから、一緒に連携をとられていかれるように思っているんですけど。どうですか。

○市長（田畑誠一君） 今、西別府議員、例をお述べになりました。市民課はいろいろ受付ける方、健康増進課は一人ひとりの健康の状態まで把握している。一体となって行って説明をしたほうが納得してもらいやすいんじゃないかという御提言であります。

とにかくおっしゃいましたとおり、要はいかに分かってもらおうかということですから、一人でも多く

の方に納得してもらうように、進めてもらうようにするために効率的な運用ということについて、我々、検討してまいりたいと思ってます。

○11番（西別府 治君） 検討していただきたいと思えます。

それから、今回、いろいろ私もいろんなことを調べていたらびっくりするようなものを見つけました。2025の崖。2025の崖ですよ。あと5年後です。いろんなデジタル化を5年後に進めていくということなんです。

経済産業省が今のままで、各自治体の人たちが、それぞれのシステムをこのまま続けていけば、人材がいなくなって、ブラックボックス化していくみたいなんです。その修正をできなくなっていく。それを統一していくわけですから。

まず1年目で12兆円の損失があるそうです。5年後ですよ。ですから、ものすごい損失が生まれてくるみたいです。

ですから、医療のこともそうですけれど、もう様々なことが影響を受ける。これが2025の崖だそうです。

それから、こういうことも言っています。5年前で17万人の人材不足、エンジニアの。2025年、あと5年後は43万人足りない。いらっしゃるんじゃないかと、足りないそうです。43万人のエンジニアが。でも、それでもやらないといけないということらしいです。

ですから、教育委員会もそうなんですけれど、すぐ駆けつけてくださる人材、地域でのそういったネットワークづくり、参画。こういうのをやはり進めていかないといけないだろうし、また、そういう方々を入れながら、自治体も人材のスキルアップを図っていかねばならないのかな。

これも経済産業省が言っていて、この崖を乗り越えた自治体じゃないと次がないそうですから。そういうことを言っていますので。

市長、ぜひこの2025の崖、これを乗り越えるためには人材育成を進めていただきたいと思っておりますけれど、いかがでしょうか。

○市長（田畑誠一君） 我が国の大きな課題は東京

一極集中です。幾ら言っても治りません。毎年毎年、東京だけが増えてきてる状況ですね。

ところが、この4か月、東京の人口は毎月減り続けております。これはコロナの影響もありますけれども、要はずっと今、言っておられますデジタル化、テレワークとかマイナンバーを活用したそういった仕事の在り方、行政の進め方というのが大きく変わってきている。そのことを物語っていると思います。

でも、考えられませんよね。東京が4か月間連続、毎月人口が減っているそうです。昨日、テレビで言っていました。そのことは新しい日本の方向として歓迎すべきことと思います。

それだけにこれからの社会はデジタル革新がものすごいスピードでなされてまいりますので、私たちの生活というのは、先ほどから言っておられます新たな日常ということで大きく変わってくると思います。

すなわち在宅で様々なオンライン手続が官民を問わず可能となる。また、場所を選ばず、仕事を行える在宅勤務の実現、いわゆるテレワーク。物と物をつなぐIoTの普及など、あらゆる分野でデジタル化が急速に進んでまいります。

私たち地方自治体においては、マイナンバーカードの活用拡大により、行政手続の簡素化や健康管理、災害支援などまで、市民の皆さん方にとって、とても便利で有効な活用が図れるものとなっております。

本市におきましても、この大きな潮流に乗り遅れることなく、行うべきことは着実に進めることが必要でありますので、国と歩調を合わせ取り組んでまいりたいと考えておりますが、それをこなすには、おっしゃっておられるようにまさに人材育成であります。努めてまいりたいと思います。

○11番（西別府 治君） 全ての質問を終わります。

○議長（下迫田良信君） 以上で本日の日程は終了しました。

△散 会

○議長（下迫田良信君） 本日はこれで散会をいたします。お疲れさまでした。

散会 午後3時45分